



瑞穂町公共施設等総合管理計画

平成29（2017）年3月
 （令和4（2022）年3月改定）
 （令和6（2024）年3月改定）

瑞穂町

目 次

1.本計画の位置づけ	1
1-1 計画策定の背景・計画の目的.....	2
(1) 計画策定の背景.....	2
(2) 計画の目的.....	2
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画期間	4
1-4 計画対象の公共施設	4
(1) 対象施設.....	4
(2) 調査対象施設の抽出	5
2. 町を取り巻く社会的状況	10
2-1 町の概要	11
(1) 町の概要.....	11
2-2 人口の推移.....	12
(1) 人口及び公共施設建設の推移.....	12
(2) 将来人口推計	13
2-3 財政の状況.....	14
(1) 歳入の推移	15
(2) 歳出の状況.....	17
(3) 地方税と投資的経費の推移	19
(4) 投資的経費の推移.....	20
(5) 公債費負担比率の推移.....	21
(6) 経常収支比率の推移	22
(7) 健全化判断比率の状況.....	23
(8) 瑞穂町の起債の状況	24
(9) 基金の推移.....	27
(10) まとめ	29
3. 公共施設等の現状と課題.....	30
3-1 建築系公共施設	31
(1) 延床面積、建築年から見た現状と課題	31

(2) 施設大分類別延床面積の現状と課題.....	32
(3) 建築年別・施設大分類別延床面積推移の現状と課題.....	33
(4) 大分類別施設分布状況.....	34
(5) 現地調査.....	36
3-2 インフラ施設.....	38
(1) 道路・橋りょうの現状と課題.....	38
(2) 下水道の現状と課題.....	39
(3) インフラ施設別の施設建設事業費.....	40
(4) 建設年別・インフラ施設建設事業費の推移.....	42
3-3 施設保有量の推移.....	43
(1) 施設保有量の推移（施設類型別面積量）.....	43
(2) 施設保有量の推移（施設類型別取得価額合計）.....	44
3-4 有形固定資産減価償却率の推移.....	45
(1) 建築系公共施設における有形固定資産減価償却率の推移.....	45
(2) インフラ公共施設における有形固定資産減価償却率の推移.....	45
4. 中長期的な施設の更新費用の推計.....	46
4-1 建築系公共施設.....	47
(1) 施設大分類別の更新費用の推計.....	47
4-2 インフラ施設.....	49
(1) インフラ施設別の更新費用の推計.....	49
5. 公共施設等の管理に関する基本方針.....	51
5-1 基本的な考え方.....	52
(1) 施設整備水準等の検討.....	52
(2) 将来の公共施設延床面積の検討.....	52
5-2 基本方針.....	53
(1) 点検・診断等の実施方針.....	53
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	53
(3) 安全性確保の実施方針.....	53
(4) 災害対応・耐震化の実施方針.....	54
(5) 長寿命化の実施方針.....	54
(6) 整理統合や除却の実施方針.....	54

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	55
5-3 計画の推進にあたっての留意事項	55
(1) 建築物以外の公有財産を含めた総合的な検討の必要性.....	55
(2) 広域連携の取組方針	55
(3) PPP/PFIの活用方針	55
(4) 土地の有効活用方針	56
6. 類型施設ごとの管理に関する基本方針.....	57
6-1 建築系公共施設の管理に関する基本方針	58
(1) 庁舎.....	58
(2) 行政系施設.....	59
(3) 学校教育系施設.....	60
(4) 文化系施設.....	61
(5) スポーツ・レクリエーション系施設.....	62
(6) 社会教育系施設.....	63
(7) 子育て支援施設.....	64
(8) 保健・福祉施設.....	65
(9) 公営住宅	66
(10) 公園	66
(11) 供給処理施設.....	67
(12) 産業系施設	68
(13) その他	69
6-2 インフラ施設の管理に関する基本方針	70
(1) 道路・橋りょう.....	70
(2) 下水道	70
7. 地方公会計（固定資産台帳）の活用	72
7-1 地方公会計（固定資産台帳）の活用.....	73
8. SDGsと本計画の関係.....	74
8-1 SDGsの位置づけ	75

1.本計画の位置づけ

1-1 計画策定の背景・計画の目的

1-2 計画の位置づけ

1-3 計画期間

1-4 計画対象の公共施設

1-1 計画策定の背景・計画の目的

(1) 計画策定の背景

町では、高度経済成長期の昭和 40 年代から 50 年代までにかけて、人口の急増にあわせ学校や地域の集会所等を集中的に整備してきました。大規模改修や建替え等の更新を検討する時期を迎えています。すべてを従来と同規模で新たに建替えた場合、その費用は膨大な額となることが予測されます。

老朽化が進行しているのは、建築系公共施設だけではなく。日常生活や産業活動等に欠かすことが出来ないインフラ施設についても、建築系公共施設と同様に人口急増にあわせて整備してきたことから、老朽化に対する対応を検討する必要があります。

少子高齢社会の進行等により、生産年齢人口が減少していく中で、更新時期を迎える建築系公共施設やインフラ施設の維持管理、改修等にかかる費用は、今後の行財政運営における大きな懸念事項の一つです。

国においても、公共施設等の中長期的な維持管理に関する問題や課題を受け、平成 25（2013）年に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 26（2014）年には、地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、現況及び将来の見通しを分析するとともに、同計画を踏まえて公共施設等の管理の基本方針を定めるため計画を策定するよう要請されました。

町では、これらの背景を踏まえて、平成 29（2017）年 3 月に瑞穂町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。その後、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和 2（2020）年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和 2（2020）年 12 月に開催された経済財政諮問会議において、インフラ維持管理・更新費見直しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見直しの見直しを行うよう促す方針が示されました。それを受け令和 3（2021）年 1 月 26 日に総務省からの通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が発出されたため、今回本計画を改定するものです。

(2) 計画の目的

厳しい財政状況下では、原則として新たな建替えは困難ですが、公共施設等は利用者の安全性を確保しながら維持管理を続けていくことが必要です。

したがって、本計画では現状と課題を踏まえた上で、公共施設等の長寿命化や予防保全を基本とした考え方による維持管理に加え、指定管理者制度や PPP / PFI 手法の検討等の今後の方向性を示し、その総合的かつ計画的な管理を推進するこ

とを目的とします。また、計画的な管理の推進のためには地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報を活用することが前提となることから、改定においてはこれらを活用しています。

※PPP：(パブリック・プライベート・パートナーシップ)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。PFI は、PPP の代表的な手法の一つです。

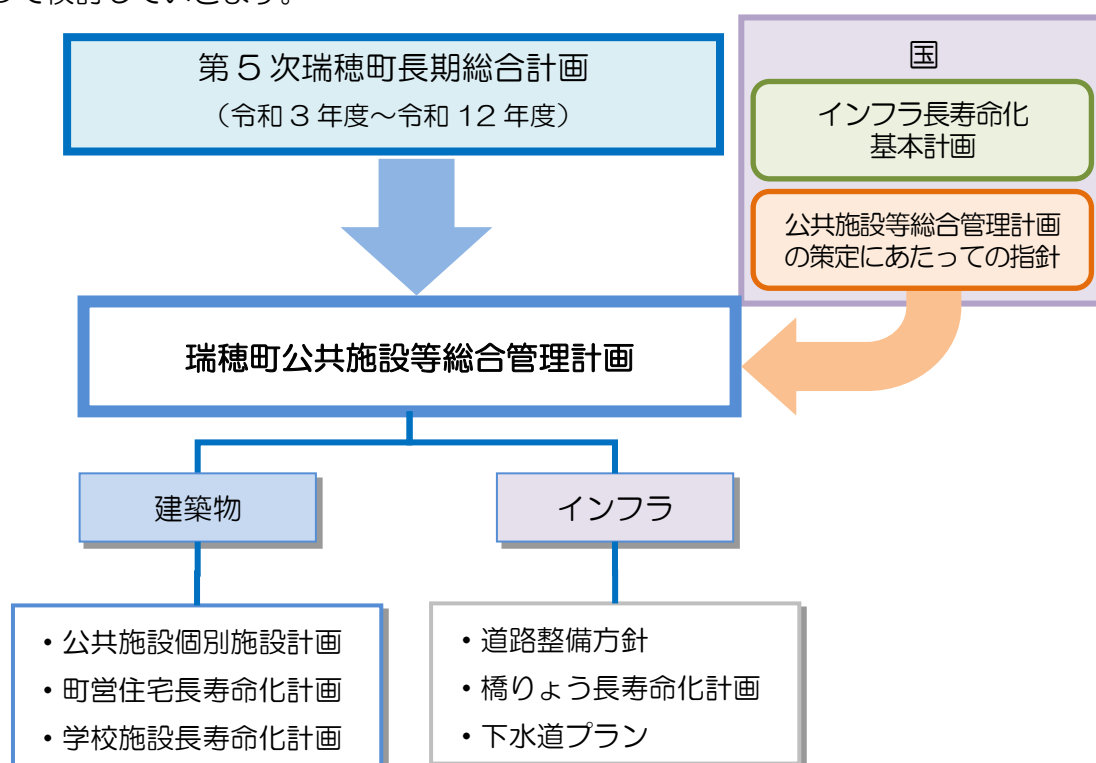
※PFI：(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

1-2 計画の位置づけ

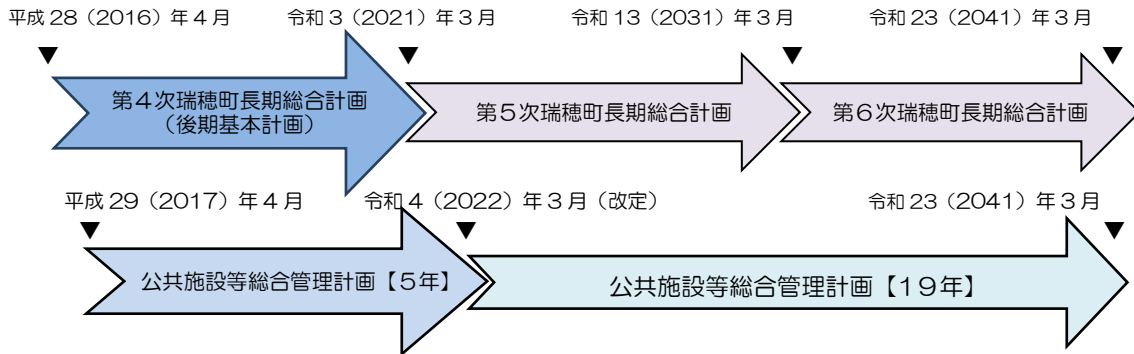
既存施設の適切な維持管理は、第5次瑞穂町長期総合計画に位置づけられていることから、町の関連計画や施策と連携した計画とします。あわせて、国からの通知・要請等による指針に基づいて策定します。

また、本計画は公共施設等の全体的な方向性を示したものであり、中長期的な維持管理に関する問題や課題については、利用者等の意見聴取に努めつつ、本計画の方針に沿って検討していきます。



1-3 計画期間

本計画の期間は、平成 29（2017）年度から令和 22（2040）年度までの 24 年間とします。令和 4（2022）年 3 月に見直しを行いました。今後も町を取り巻く社会経済情勢や、法令・国の施策等の推進状況にあわせ柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。



1-4 計画対象の公共施設

(1) 対象施設

本計画の対象施設は、町が保有する建築系公共施設、道路、橋りょう、下水道施設とし、次の表に示す施設とします。これらの施設のうち、役場庁舎やスカイホール等の建築系施設を公共施設、道路や橋りょう、下水道等の施設をインフラ施設と分類します。また、町には財産区が所有する公共施設がありますが、本計画での管理になじまないため対象施設から除外しています。

○施設分類別対象施設一覧

	施設分類 (大分類)	施設分類(中分類)	施設名
公共施設	行政系施設	庁舎	瑞穂町役場
		消防施設	消防団第一分団詰所、消防団第二分団詰所、消防団第三分団詰所、消防団第四分団詰所、消防団第五分団詰所
		その他行政系施設	武蔵野防災会館、石畑防災広場、元狭山広域防災広場、石畑防災倉庫（消防団第三分団旧車庫）、防災倉庫（消防団第一分団旧車庫及び旧詰所）
	学校教育系施設	学校	瑞穂第一小学校、瑞穂第二小学校、瑞穂第三小学校、瑞穂第四小学校、瑞穂第五小学校 瑞穂中学校、瑞穂第二中学校
	文化系施設	集会施設	瑞穂町民会館、殿ヶ谷会館、石畑会館、石畑中央会館、箱根ヶ崎北会館、箱根ヶ崎中央会館、箱根ヶ崎南会館、箱根ヶ崎西会館、長岡会館、長岡南会館、むさしの会館、元狭山コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター、寄り合いハウスいこい
		文化施設	瑞穂ビューパーク・スカイホール

	施設分類(大分類)	施設分類(中分類)	施設名
公共施設	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	瑞穂中央体育館、瑞穂武道館、瑞穂町営グラウンド、瑞穂町営第2グラウンド、瑞穂町営第2庭球場、瑞穂町営プール、瑞穂町営少年サッカー場、シクラメンスポーツ公園、石畑地区スポーツ広場
	社会教育系施設	図書館	瑞穂町図書館、元狭山ふるさと思い出館
		博物館等	耕心館、郷土資料館けやき館
	子育て支援施設	幼保・こども園	町立石畑保育園、町立むさしの保育園(乳児棟)
		幼児・児童施設	あすなる児童館、あすなる学童保育クラブ、瑞穂第二小学童保育クラブ、瑞穂第三小学童保育クラブ、瑞穂第四小学童保育クラブ、瑞穂西松原学童保育クラブ
		児童福祉施設	子ども家庭支援センター「ひばり」
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉センター「寿楽」、瑞穂町シルバーワークプラザ(シルバー人材センター)
		障害者福祉施設	心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」、精神障害者共同作業所「ころぼっくる」、福祉作業所「さくら」
		その他福祉施設	ふれあいセンター
		保健施設	保健センター
	公営住宅	公営住宅	町営東長岡住宅
	公園	公園	六道山公園、狭山池公園、松原中央公園、さやま花多来里の郷他、計24公園等
供給処理施設	供給処理施設	みずほりサイクルプラザ、丸池ポンプ場	
産業系施設	産業系施設	産業会館、瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」	
その他	その他	箱根ヶ崎駅東口自転車等駐車場、箱根ヶ崎駅東西自由通路、吉野橋だれでもトイレ、消防団旧第五分団詰所	
道路、橋りょう、下水道(ポンプ場含)			

(2) 調査対象施設の抽出

1) 固定資産台帳による抽出

施設名称、用途名称、構造主体を基に調査対象施設を抽出しました。対象施設は、延床面積の規模にかかわらず、維持管理費用が発生する公園内の管理棟、便所等も調査対象としました。

2) 建設年度順・施設大分類別による調査対象施設の概要整理

施設名、建設年度、延床面積を取りまとめました。

○調査対象施設の概要一覧（建設年度順、令和2年度末時点）

施設名	施設大分類	建設年度	延床面積 (㎡)
瑞穂第一小学校	学校教育系施設	1962	5,954
瑞穂第二小学校	学校教育系施設	1964	3,781
瑞穂第三小学校	学校教育系施設	1964	3,081
瑞穂第四小学校	学校教育系施設	1966	6,157
瑞穂中学校	学校教育系施設	1966	11,698
瑞穂町民会館	文化系施設	1968	1,377
ふれあいセンター	保健・福祉施設	1971	1,579
瑞穂町図書館	社会教育系施設	1972	1,340
長岡会館	文化系施設	1972	356
産業会館	産業系施設	1972	375
殿ヶ谷会館	文化系施設	1973	363
瑞穂中央体育館	ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	1974	1,629
瑞穂第二中学校	学校教育系施設	1975	8,545
石畑会館	文化系施設	1976	348
箱根ヶ崎中央会館	文化系施設	1976	342
箱根ヶ崎南会館	文化系施設	1976	337
防災倉庫 (消防団第一分団旧車庫及び旧詰所)	行政系施設	1976	55
瑞穂第五小学校	学校教育系施設	1977	4,056
瑞穂町営グラウンド	ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	1977	137
むさしの会館	文化系施設	1977	348
石畑防災倉庫 (消防団第三分団旧車庫)	行政系施設	1977	74
瑞穂武道館	ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	1978	558
瑞穂町営プール	ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	1979	206
箱根ヶ崎北会館	文化系施設	1979	365
消防団旧第五分団詰所	その他	1979	76
長岡南会館	文化系施設	1981	350
町営東長岡住宅	公営住宅	1982	4,495
六道山公園	公園	1983	214
箱根ヶ崎西会館	文化系施設	1985	380
狭山池公園	公園	1985	70
瑞穂第二小学童保育クラブ	子育て支援施設	1987	141
狭山谷公園	公園	1989	25
松原中央公園	公園	1989	70
消防団第四分団詰所	行政系施設	1989	100
元狭山ふるさと思い出館	社会教育系施設	1990	205
瑞穂ビュースパーク・スカイホール	文化系施設	1990	6,847
瑞穂町営第2グラウンド	ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	1991	36
瑞穂町営第2庭球場	ｽﾎｰﾂ・ｸﾘｰﾂﾖﾝ系施設	1991	22
高齢者福祉センター 「寿楽」	保健・福祉施設	1993	1,828

施設名	施設大分類	建設年度	延床面積(m ²)
瑞穂町農畜産物直売所 「ふれっしゅはうす」	産業系施設	1993	238
心身障害者(児)福祉センター 「あゆみ」	保健・福祉施設	1994	546
消防団第二分団詰所	行政系施設	1994	121
保健センター	保健・福祉施設	1995	1,076
武蔵野防災会館	行政系施設	1996	232
あすなろ児童館 あすなろ学童保育クラブ 町立石畑保育園 石畑中央会館	子育て支援施設 文化系施設	1997	1,536
瑞穂町営少年サッカー場	スポーツ・レクリエーション系施設	1999	116
富士見公園	公園	1999	3
耕心館	社会教育系施設	2000	527
精神障害者地域活動支援センター 「ひまわり」	保健・福祉施設	2001	163
町立むさしの保育園(乳児棟)	子育て支援施設	2002	244
瑞穂第四小学童保育クラブ	子育て支援施設	2002	176
みずほりサイクルプラザ	供給処理施設	2002	2,782
消防団第一分団詰所	行政系施設	2003	126
子ども家庭支援センター 「ひばり」	子育て支援施設	2004	404
精神障害者共同作業所 「ころぼっくる」	保健・福祉施設	2004	191
箱根ヶ崎駅東口自転車等駐車場	その他	2004	1,620
箱根ヶ崎駅東西自由通路	その他	2004	1,384
吉野橋だれでもトイレ	その他	2005	19
消防団第三分団詰所	行政系施設	2005	130
瑞穂町シルバーワークプラザ (シルバー人材センター)	保健・福祉施設	2005	652
下野公園	公園	2006	5
元狭山コミュニティセンター	文化系施設	2006	1,242
消防団第五分団詰所	行政系施設	2007	135
松原ひがし公園	公園	2008	8
石畑地区スポーツ広場	スポーツ・レクリエーション系施設	2009	5
殿ヶ谷ポケットパーク	公園	2009	5
二本木公園	公園	2009	12
丸池ポンプ場	供給処理施設	2009	3
福祉作業所「さくら」	保健・福祉施設	2009	334
元狭山広域防災広場	行政系施設	2010	8
シクラメンスポーツ公園	スポーツ・レクリエーション系施設	2011	22
長岡公園	公園	2011	6
さくら公園	公園	2011	6
長岡コミュニティセンター	文化系施設	2011	1,855

施設名	施設大分類	建設年度	延床面積 (㎡)
若草公園	公園	2012	6
寄り合いハウスいこい	文化系施設	2013	198
みずほさかえ公園	公園	2013	7
玉林寺公園	公園	2013	7
郷土資料館けやき館	社会教育系施設	2014	2,233
松山公園	公園	2014	6
南平ひばり公園	公園	2014	6
さやま花多来里の郷	公園	2014	12
長谷部緑地だれでもトイレ	公園	2014	6
かすが公園	公園	2015	6
駒形公園	公園	2015	6
松原西公園	公園	2016	6
高根下公園	公園	2016	6
瑞穂第三小学童保育クラブ	子育て支援施設	2016	562
石畑防災広場	行政系施設	2016	22
富士山公園	公園	2017	6
下師岡公園	公園	2019	17
瑞穂町役場（庁舎）	行政系施設	2019	6,410
瑞穂町役場（倉庫、車庫）	行政系施設	2020	360

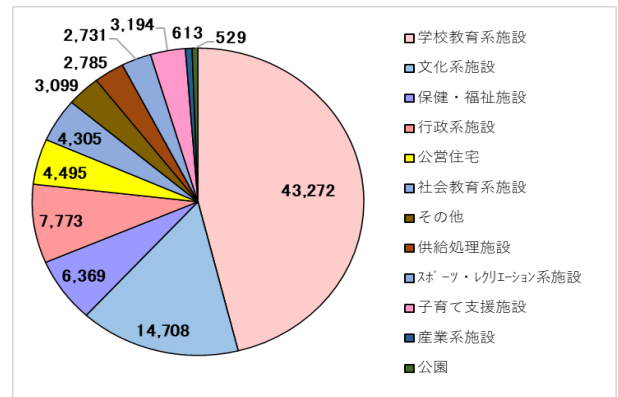
(3) 調査対象施設の概要

1) 大分類別延床面積の構成について

調査対象施設の総延床面積は、93,873㎡となっています。学校教育系施設は、小学校（5校）中学校（2校）で延床面積は約43,000㎡となり、全体の46%を占めています。

次いで地域活動に密着した集会所や会館等の文化系施設は約15,000㎡で全体の16%となっています。

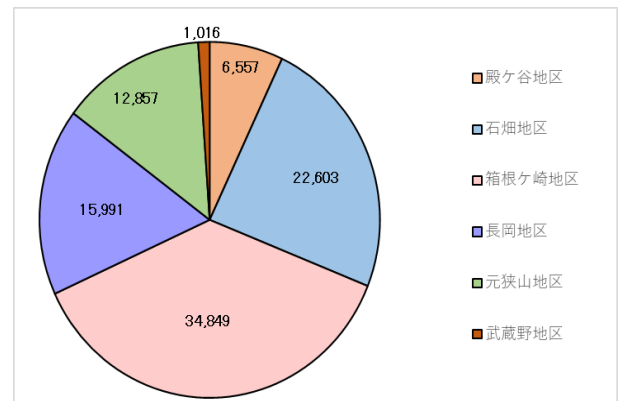
大分類別延床面積構成グラフ



2) 地区別による延床面積の構成について

町の中心地区である箱根ヶ崎地区に、中枢機能を有する施設が多く立地しています。

地区別延床面積構成グラフ



2. 町を取り巻く社会的状況

2-1 町の概要

2-2 人口の推移

2-3 財政の状況

2-1 町の概要

(1) 町の概要

町は都心から約40km、狭山丘陵の最西部に位置しています。総面積は16.85km²でその広さは、東西に5.760km、南北に6.115kmとなっています。また、行政区域の一部(2.101km²)を在日米軍横田基地が占めています。

豊富な農地や林地を残し、都市機能と自然が共存しています。狭山丘陵は緑豊かな動植物の宝庫として知られ、四季折々の姿が訪れる人の心を和ませてくれています。一方、国道16号や新青梅街道等の主要道路が行き交う道路交通の要衝となっています。都市としての発展は、箱根ヶ崎駅西地区と殿ヶ谷地区の土地区画整理事業が進み、計画的に市街地を整備しています。

また、町の南側には在日米軍横田基地があります。基地の存在は航空機による騒音等、町の発展の大きな障害となっています。基地による生活環境の影響については、諸問題の解決に向け関係機関に対し要望しています。

こうした状況の中、第5次瑞穂町長期総合計画に掲げる将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち～"そうぞう" しようみらいにずっとほこれるみずほ～」の実現に向け、新たなまちの魅力の創成に取り組んでいます。



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を複製したものである。(承認番号 平成26情複、第520号)

2-2 人口の推移

(1) 人口及び公共施設建設の推移

町の人口は、平成 17（2005）年までは着実に増加していましたが、徐々に人口増加の度合いが鈍化し、僅かではあるものの減少傾向にあります。

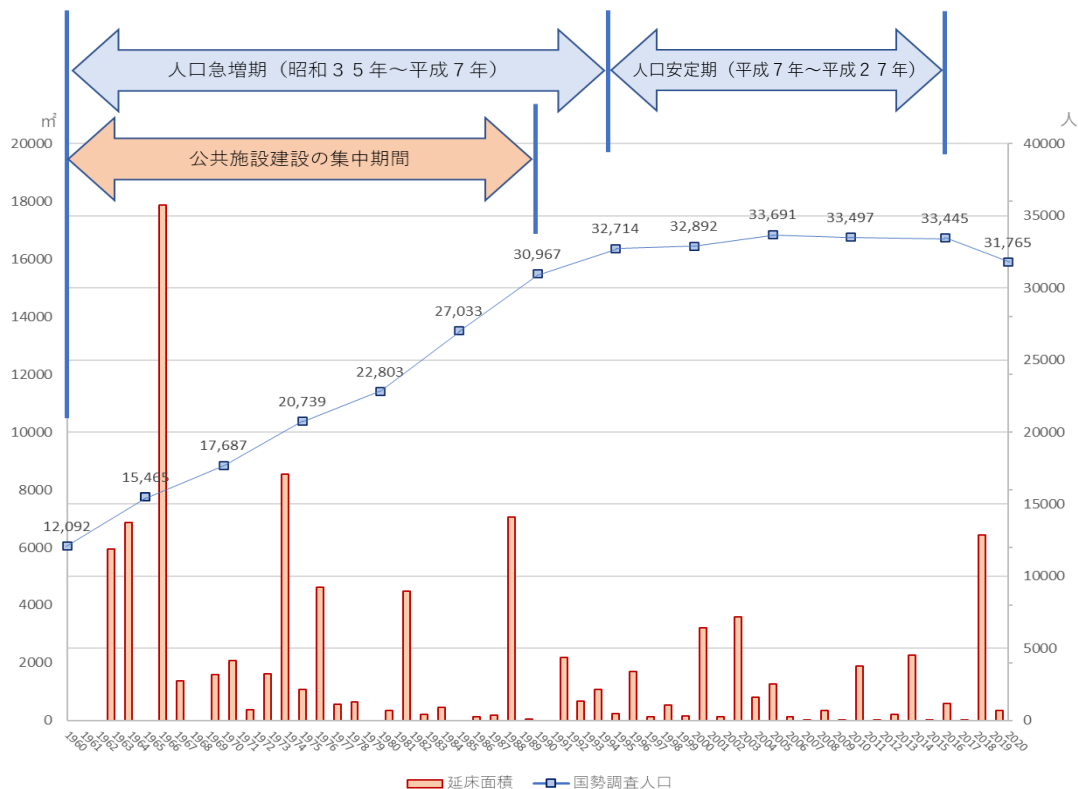
町の人口推移（国勢調査人口）をみると、昭和 35（1960）年から平成 7（1995）年まで 5 年毎に平均で約 2,900 人前後の急増傾向を示し、人口増にあわせて公共施設の建設は、昭和 35（1960）年から昭和 41（1966）年をピークに平成 2（1990）年までに集中しています。平成 2（1990）年から平成 27（2015）年までは、漸増・漸減傾向で推移していましたが、令和 2（2020）年は 31,765 人となりました。

○人口（国勢調査）の推移

国調調査年	昭和 35 年 (1960)	昭和 40 年 (1965)	昭和 45 年 (1970)	昭和 50 年 (1975)	昭和 55 年 (1980)	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)
総人口 (人)	12,092	15,465	17,687	20,739	22,803	27,033	30,967
国調調査年	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	
総人口 (人)	32,714	32,892	33,691	33,497	33,445	31,765	

資料：東京都の統計、総務省「国勢調査」

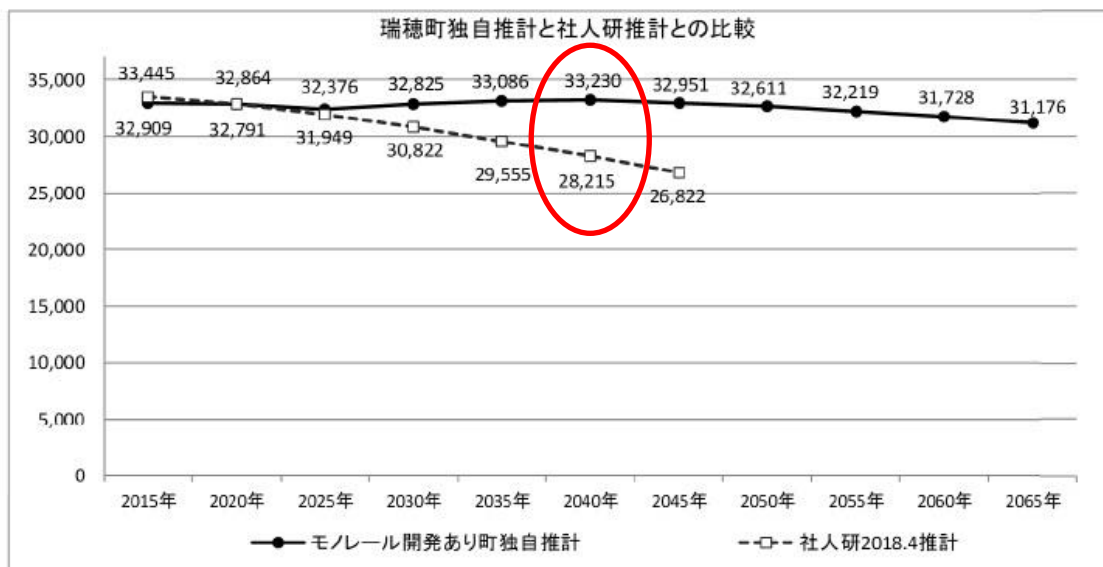
○公共施設建設の推移



(2) 将来人口推計

瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、推計期間を平成27（2015）年度から令和42（2060）年度までとしています。多摩都市モノレールの延伸が実施された場合の人口推計では、本計画の最終年度である令和22（2040）年の人口は、33,230人を見込んでいるため、本計画における将来人口推計でも33,230人を採用します。

○将来人口推計結果



単位：人

区分	国勢調査		推計			
	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
推計	33,445	31,765	32,376	32,825	33,086	33,230

資料：瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略

2-3 財政の状況

市町村の予算は、その年度内に見込まれる歳入（収入額）と、住民生活を支える各種事業に必要な歳出（需要額）とのバランスを考慮して編成されます。収入額に見合う施策・事業を組むというのが原則です。しかし、毎年度の需要額は、例えば施設改修や建設事業が行われる等、一定の事業量ではありません。また、市町村が実施しなければならない事業が増加する中で、税収が比例して増加することはなく、慢性的な財源不足に悩む市町村が多くなっています。

各市町村は、財源確保のためにこれまで職員給与の引き下げや職員数の削減、事業の見直し等内部努力を継続してきました。同時に職員数が減ることで行政サービスの質が低下することのないよう、施設運営等を民間に任せる指定管理者制度の導入や、業務を委託化する等工夫を重ねています。しかし、これらの努力を上回り、需要額が市町村の自己調達可能な自主財源（収入額）を上回れば、これを補てんしなくてはなりません。補てんする財源として地方交付税（国の制度）や、市町村の決定力の及ばない依存財源（国・都の補助・負担金）、地方債（市町村の借金）に頼らざるを得なくなります。自治体運営が行き詰まれば、行政サービスの大幅な削減等住民生活が大きな影響を受けることとなるのは明らかです。

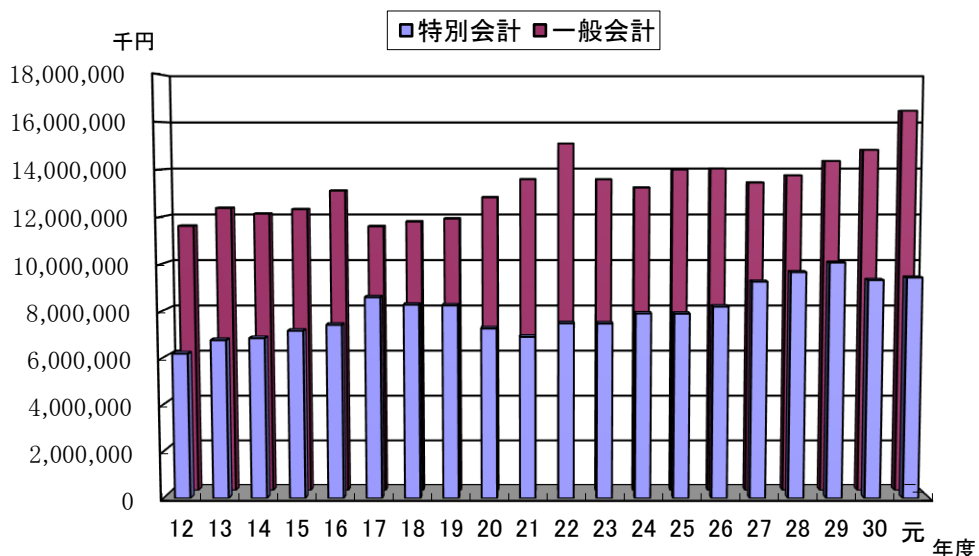
行政内部努力の多くは、行政改革として支出を削減することを目標としています。支出を抑制し、収入が徐々に増加すれば自治体の経営も好転するはずですが、市町村の収入は税金を主な収入源としていることから、増やすことは簡単ではありません。また、各市町村の少子高齢化は更に進み、将来的に労働人口が減少することから、住民の税負担能力の低下が懸念され、市町村はこれまでのように受動的とも言える経営姿勢から、積極的な戦略的経営に取り組まざるを得ません。

そのためにも現在の市町村の経営状況を知っておくことが必要となります。ここでは瑞穂町の財政状況について、経年的な決算額等の推移に加え、他市町村の状況との比較を交えながら分析をしていきます。

(1) 歳入の推移

瑞穂町の財政指標上の特徴と他市との比較

1 財政規模（平成 12 年度～令和元年度までの歳入決算額）の推移



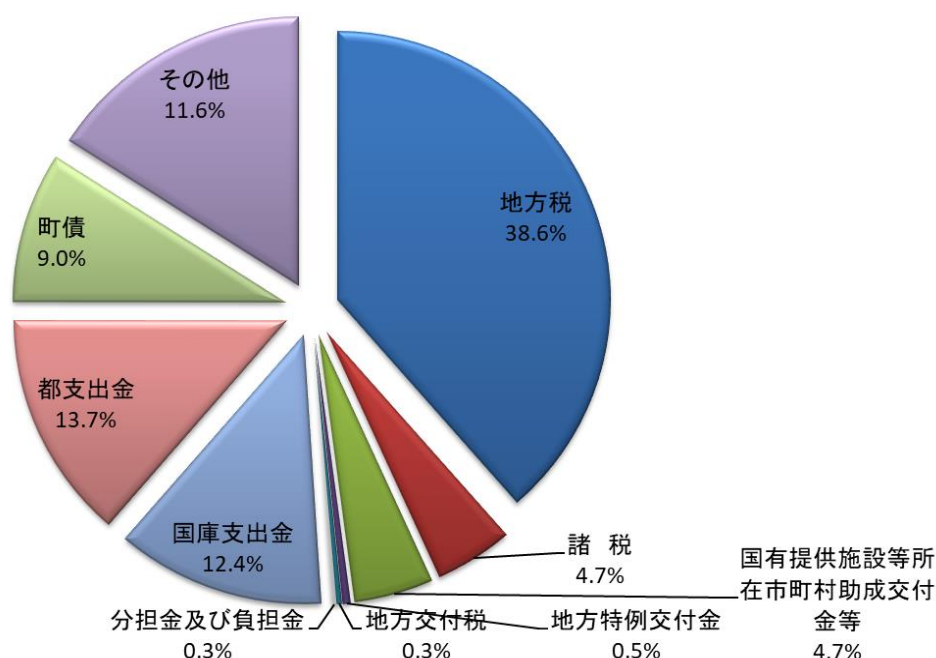
上の表は平成 12（2000）年度から令和元（2019）年度までの各年度決算から、歳入額を取り出したものです。一般会計では、平成 17（2005）年度以降歳入総額が増加していましたが、23 年度以降は 130 億円台で増減しています。（平成 22（2010）年度は、鉄道会社が納税猶予されていた特別土地保有税を納税）なお、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度については、新庁舎建設事業に伴い歳入総額が増加しています。これは収税の伸びではなく、基金繰入金や町債による増です。

一方で特別会計（国民健康保険や下水道事業等）の合計額は、年度で多少の増減はあるものの、平成 17（2005）年度まで徐々に伸びた後、老人保健医療特別会計の終了もあり、総額は減少していました。しかし、平成 22（2010）年度の国民健康保険医療費の伸び、23（2011）年度以降の介護保険給付費の伸び等もあり、増加に転じていましたが、30（2018）年度に一度総額は減少しています。しかしながら、令和元（2019）年度からは再び増加に転じています。駅西土地区画整理事業特別会計及び介護保険特別会計の増額が主な要因です。詳細な内訳は表示していませんが、町の特別会計の中で、特に国民健康保険特別会計では、平成 12（2000）年度決算額と令和元年度決算額の比較で約 77%の増、介護保険特別会計では、制度開始の平成 12（2000）年度決算額と令和元（2019）年度の比較で約 265%の増を示しています。また、平成 20（2008）年度に後期高齢者医療制度が開始されましたが、少子高齢化の進行により決算額は毎年増額で推移していることから、

特別会計全体の拡大が懸念されます。事情は各市町村によって多少異なるものの、特別会計規模の拡大は市町村共通の傾向です。

町では安全で、住みやすい都市形成と安定した財政収入を確保するため、現在2つの土地区画整理事業を推進するとともに、組合施行による新たな土地区画整理事業の準備を進める等、将来にわたって町が自立できる都市基盤整備に努力しています。現在の行政サービスを維持し、少子高齢化等に対応しながら、町の将来に必要な投資を確保するためには、行政が自治体経営の責任を果たすだけでなく、町全体が協働して経営し自治体運営の効率化を図らなければなりません。

○普通会計歳入（令和元年度決算額の構成）



令和元（2019）年度の地方税の決算額構成比は 38.6%、前年度決算比較で 4.8 ポイント減少しました。税収のピークであった平成 20（2008）年度の 53.9%とは 15.3 ポイントの差があり、決算規模の拡大も相まって、減少傾向にあることは否めません。（平成 22（2010）年度は特別土地保有税約 15 億円の収入有り。）

この地方税決算額構成比を都内の他市町村と比べると、東京都町村部では 1 位、26 市も含めた順位で 20 位、言い換えれば基幹的財源である地方税の構成率が都内の平均を下回る位置にいる自治体ということになります。全体的に地方税の構成比が伸び悩んでいる状況にあるのはどの市町村も同じであり、経済状況等にも影響を受けることから、今後の地方税の確保については、各自治体の課題となっています。

地方税決算額構成比を主な都内各市と比較すると、次の表のようになります。

表から読み取れることは、人口に比例して歳入決算額（財政規模）が大きくなる

のは当然のことですが、地方税（自己調達財源）が占める割合では、各市で差が出ていることがわかります。

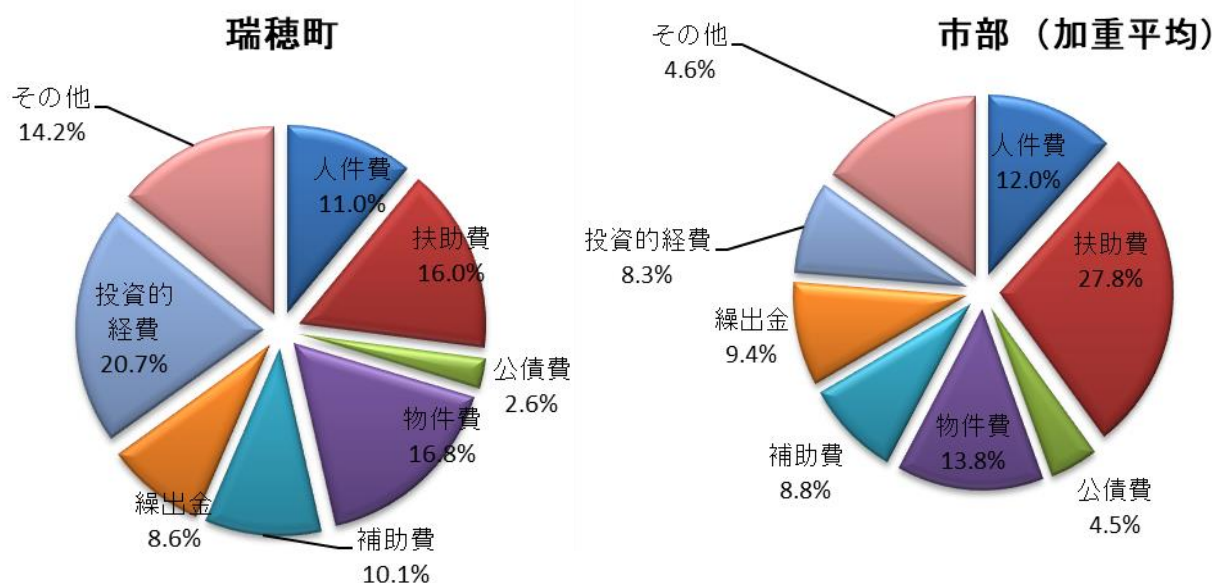
地方税決算額構成比

（令和元年度市町村決算状況調査結果から抜粋）（主な市及び瑞穂町）

自治体名	R2. 3. 31現在 人口 (人)	普通会計 歳入決算額 (千円)	普通会計 地方税決算額 (千円)	構成比 (%)	全体 順位
武蔵野市	147,519	71,391,022	41,681,026	58.4	1
三鷹市	189,478	73,147,701	38,511,695	52.6	2
多摩市	148,835	57,550,935	29,148,873	50.6	3
羽村市	55,091	23,200,272	10,452,235	45.1	13
昭島市	113,610	46,589,350	19,839,585	42.6	17
瑞穂町	32,692	17,440,602	6,730,219	38.6	20
青梅市	132,593	51,857,053	19,735,461	38.1	22
武蔵村山市	72,277	29,003,825	10,439,592	36.0	24
あきる野市	80,575	31,503,619	10,825,007	34.4	25
福生市	57,378	25,359,062	8,084,475	31.9	26

（2）歳出の状況

○普通会計歳出（令和元年度決算額の構成）



普通会計を性質別に分類し直して、町と市部の平均を表示しました。対比すると町は、人件費、扶助費、公債費を合わせた「義務的経費」が市部平均よりも低く、投資的経費（建設事業）、補助費（一部事務組合への補助等）では高い割合となっています。ただし、市部では福祉事務所の設置が法定必置ですが、町には設置されていないことから、扶助費については、単純比較できません。

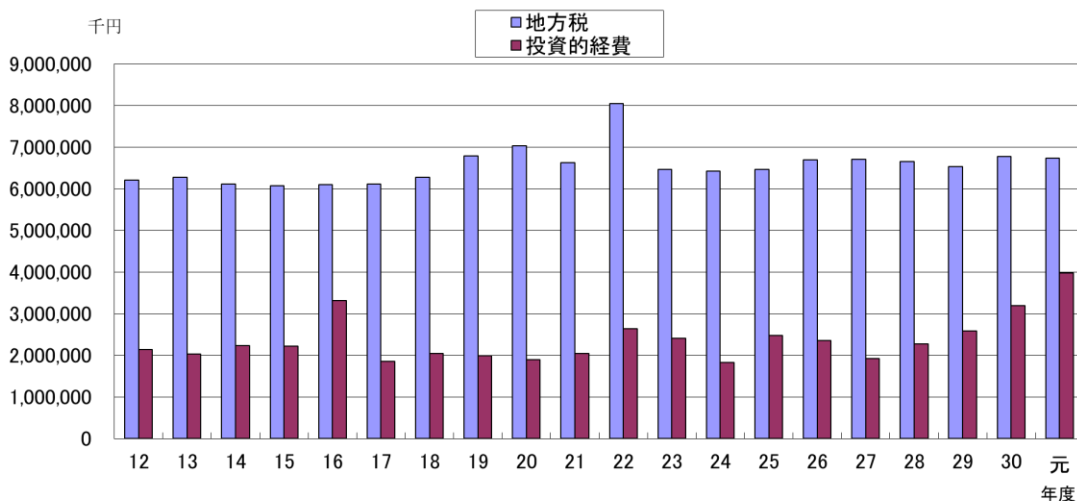
町では、支払わなくてはならない義務的経費を低く抑制し、投資的経費に配分が多くなっています。補助費が多くなっているのは、一部事務組合（複数の自治体が共同して事業を実施する。）に対する負担金・補助金が多いことが主な理由です。

なお、下の表は、前ページ円グラフ中の用語の説明をまとめたものです。

（用語の説明）

人件費	i 報酬、ii 給料、iii 職員手当、iv 共済費、v 災害補償費、vi 恩給及び退職年金、vii 互助会等交付金
扶助費	法に基づく社会保障制度の一環として直接住民に支給される経費【児童手当、心身障害者福祉手当等】
公債費	地方債元利償還金、地方債発行に係る経費
物件費（非生産的コスト）	i 賃金、ii 旅費、iii 交際費、iv 需用費、v 役務費、vi 備品購入費、vii 委託料、viii 使用料・賃借料・原材料費
補助費	i 報償費、ii 役務費（保険料）、iii 委託料（物件費計上外）、iv 負担金、補助及び交付金、v 償還金利子及び割引料（公債費計上外）
繰出金	一般会計から特別会計への資金繰出【国民健康保険特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金等】
投資的経費	建設事業で、社会資本を形成するもの
その他	i 維持補修費、ii 失業対策事業費、iii 積立金等

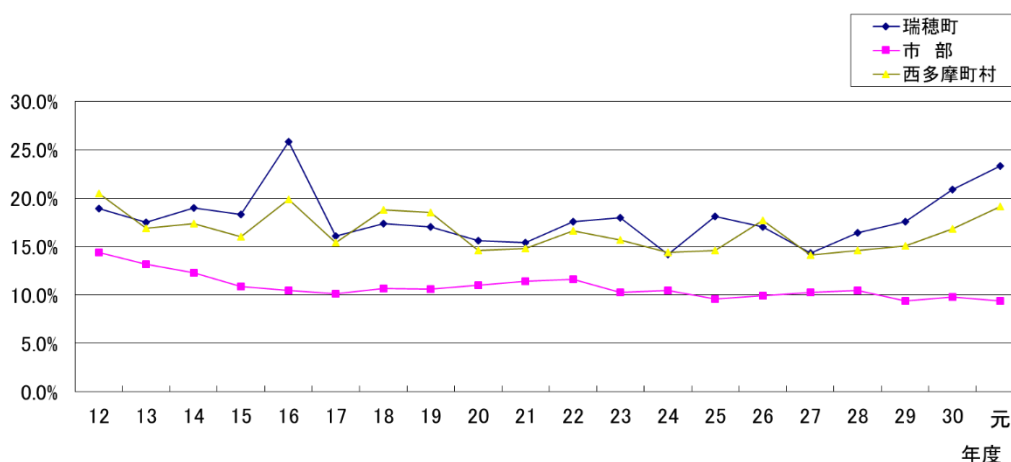
(3) 地方税と投資的経費の推移



平成 12（2000）年度から現在までの地方税の推移を見ることとします。地方税の額は、平成 13（2001）年度以降徐々に減収し、16（2004）年度には約 60 億円まで減少しました。バブル破綻以後、所得の目減りやリストウ等が進行する中で、町も他の市町村と同様に地方税の水準は下降しました。ただし、急激な落ち込み現象が見られなかったのは、住民税と固定資産税の構成比率がバランスを保っているためです。その後、平成 17（2005）年度からは増加に転じましたが、これは町内企業の収益が良好だったことや大型店舗の進出があったこと、また自治体経営の自立を目指し、徴収強化を図ったことによります。好景気と徴収強化の相乗効果により平成 20（2008）年度には、約 70 億円まで増収しました。しかし、平成 20（2008）年 9 月のリーマンショックに端を発した世界的経済不況の影響で、21（2009）年度には、約 66 億円まで地方税収が落ち込みました。平成 22（2010）年度は 80 億を超える伸びを見せていますが、これは鉄道会社から特別土地保有税の納付があったためであり、この納付がなければ 64 億 7,000 万円と 23（2011）年度、24（2012）年度の税収とほぼ同額となります。平成 26（2014）年度以降は日本経済が緩やかな回復基調となり、29（2017）年度は若干大きな減少となりましたが現在まで 65 億円から 67 億円の間で推移しています。

また、社会資本を形成する投資的経費は、単年度比較では増減は見られるものの、経年比較では平成 11（1999）年度から 20 億円のレベルを維持しています。平成 16（2004）年度には箱根ヶ崎駅舎等の建設により一時的に投資的経費が上昇しましたが、翌年度には 20 億円以下に抑制して平均化を図っています。近年は上昇傾向にあり、特に、平成 25（2013）、26（2014）年度は郷土資料館「けやき館」の整備、28（2016）年度は三小学童保育クラブの整備、29（2017）年度から令和元（2019）年度は新庁舎建設等、大規模事業の実施により、投資的経費が増加しています。

(4) 投資的経費の推移

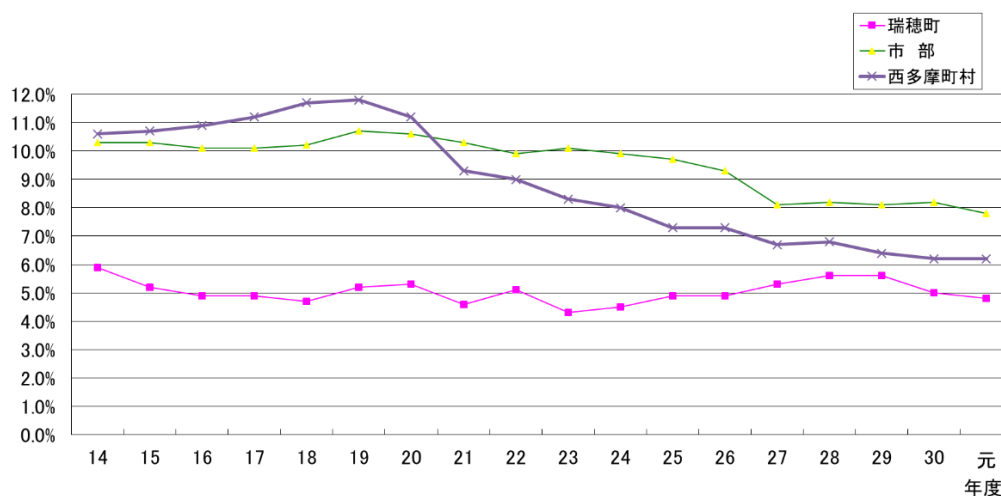


ここで、投資的経費の歳出総額に占める割合（投資的経費比率）を都内市部平均、西多摩町村部平均と比較することとします。

市部及び西多摩町村部平均値は、平成 17（2005）年度まで投資的経費を大幅に抑制し、18（2006）年度以降緩やかな上昇傾向にありました。また、西多摩町村部平均における、平成 12（2000）年度、16（2004）年度及び 29（2017）年度以降の上昇は、町の投資的経費割合に呼応していることから、町の投資的経費比率が大きく関連していることが伺われます。市部平均及び西多摩町村部平均に比べ、町では平成 16（2004）年度の上昇率が著しいものの、15%から 20%までの間を維持し、安定した投資を継続していますが、30（2018）年度からは新庁舎建設事業の影響により 20%を超え、令和元（2019）年度には 23%を超えています。

投資的経費は、社会資本の形成を意味します。社会資本形成は、地方自治体の地域経済の維持に重要な役割を果たしています。しかし、新たな施設を建設すれば、その施設を維持するための経費や建設に要した地方債の元利償還といった義務的経費が後年度に発生することとなります。一時的に集中して投資的経費比率が上昇（公共施設の建設ラッシュ）すれば、自己調達できる財源を十分に準備しない限り、地方債に頼ることとなりますから、後年度元利償還に財源を回さざるを得ず、社会資本形成を安定的に継続できないこととなります。

(5) 公債費負担比率の推移



市町村財政の弾力性を見るための指標の1つとして公債費負担比率があります。公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを知ることができます。

一般の家庭でも、毎月の給料から生活の維持に必要な電気料、上下水道料金、食費、教育費等を支払いますが、その外に家や車のローンがあれば、支払わねばならない経費が増え、余裕がなくなります。公債費負担比率は、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

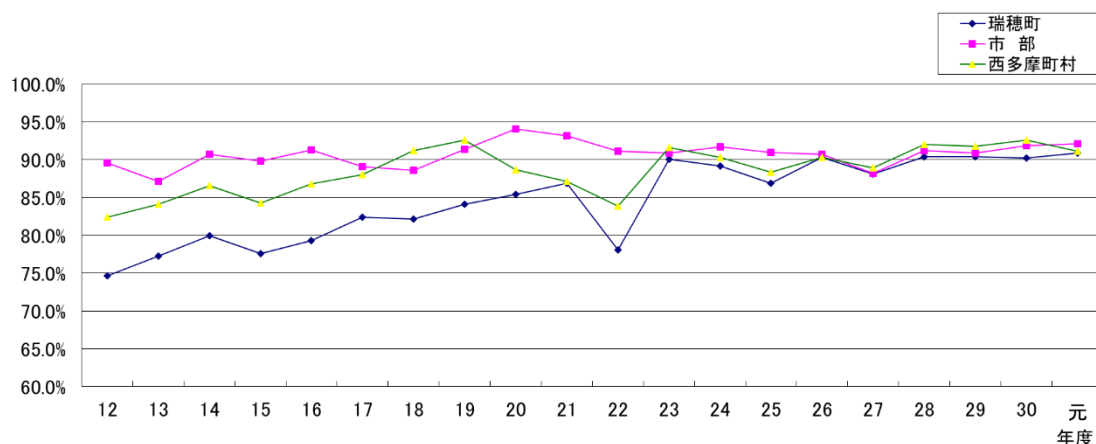
市部平均では平成14（2002）年度から10%ラインを超えて推移していましたが、24（2012）年度からなだらかに下降曲線を辿っています。西多摩町村部平均は、平成17（2005）年度に11%を上回り、その後12%に近い位置で推移し、20（2008）年度から減少傾向にあります。

町では、平成14（2002）年度の5.9%を最高値として年々減少し続け、21（2009）年度には4.6%となっています。地方債を順調に返済し、新たな地方債の発行を抑制していることを示しています。平成22（2010）年度には5.1%と上昇していますが、これは5件の起債について任意繰上償還を行って翌年度以降の負担を軽減したものです。その後、平成23（2011）年度以降は4%台で推移していましたが、28（2016）年度は5.6%、29（2017）年度は5.6%、30（2018）年度は5.0%と5%台になり、上昇傾向にあります。これは平成28（2016）年度に2件、29（2017）年度に3件の新たな起債の償還が始まったことによるものです。令和元（2019）年度には4.8%と一時的に減少しています。これは1件の新たな償還が始まった一方で、前年度に5件の償還終了があったことによる減少です。

一般家庭や企業がお金を借りるときには、土地や貯金等を担保とする必要があります。しかし、市町村がお金を借りる場合には基本的に担保がありません。道路や

公共施設を担保にすれば、返済が滞った場合に住民が利用できなくなるからです。道路や公共施設を利用できないのでは住民生活に大きな支障をきたしてしまいます。

(6) 経常収支比率の推移



経常収支比率は、市町村が継続して安定的に確保でき、用途を特定されない財源（地方税、地方交付税、地方譲与税等）が、人件費や扶助費、公債費のような簡単に抑制できない経常経費（義務的経費よりも広義）に、どの程度使われているのか（硬直化）を見る指標です。言い換えれば、どうしても支払いを迫られる部分と市町村独自で使える部分の比率を見るための指標です。かつて、適正水準は 70～80%といわれてきましたが、全般的に上昇を避けられない状況となっています。現在の適正值は改めて公言されていません。

市部では、平成 12（2000）年度から高い水準で推移し、西多摩町村部でも次第に上昇しており硬直化が進んでいることが判ります。特に平成 19（2007）年度は市部及び西多摩町村部共に経常収支比率の平均は上昇し、90%を上回っています。ところがそれ以降、市部及び西多摩町村部とも下降し、平成 23（2011）年度以降は市部、西多摩町村部、町と数値が均衡してきています。

町は、平成 12（2000）年度まで 75%付近を推移していましたが、13（2001）年度から上昇に転じました。平成 13（2001）年度臨時財政対策債の借入れを行わず、またその後も借入れをできる限り抑制していることや、15（2003）年度から普通交付税不交付団体となったこと（22（2010）年度から交付団体）で、地方債の元利償還を自らの財源で手当しなければならなくなったことが比率を高める結果となっています。平成 23（2011）年度は、経常収支比率が 90.1%と初めて 90%台を示しました。平成 24（2012）年度からは 90.0%付近を増減しており、令和元（2019）年度は 90.9%となりました。これは、平成 27（2015）年度から町は再び普通交付税不交付団体（30（2018）年度は交付団体）となったこと、

地方税等経常一般財源が減となったこと等が主な要因です。今後、第 5 次瑞穂町長期総合計画の数値目標でも示したとおり、80%台を目指して、経常経費の削減に努めていかなければなりません。

(7) 健全化判断比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」施行に伴い、平成 19（2007）年度決算から健全化判断比率として指標を算出し公表することになりました。指標には、4 つの比率があり、町の令和元（2019）年度の比率は次のとおりです。

（令和元年度瑞穂町の財政健全化比率） 単位：%

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.03	20.00
連結実質赤字比率	—	19.03	30.00
実質公債費比率	0.6 (3か年平均)	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

表中、実質公債費比率を除き3つの比率は、マイナス数値となるため、公表数値はありません。参考値として実質赤字比率は-3.77、連結実質赤字比率は-6.34、将来負担比率は-6.2 となります。

実質赤字比率は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計を合わせた普通会計の収支決算、連結実質赤字比率は、一般会計とすべての特別会計（財産区特別会計を除く）をあわせた収支決算のことで、マイナス値であることは黒字決算を示しています。

実質公債費比率は、一般会計における地方債の元利償還金（借金返済にかかるお金）や、準元利償還金（特別会計や一部事務組合等の元利償還金に対する繰出金や負担金等）が一般会計の標準的年間収入に占める割合（比率）のことです。公表開始の平成 19（2007）年度から着実に減少し、25（2013）年度からはマイナス数値を保っていましたが、平成 29（2017）年度はプラス数値となりました。しかし、依然として低い数値を保っており、無理のない返済をしていることが伺えます。

最後に将来負担比率は、一般会計が背負っている借金が、一般会計の標準的年間収入の何年分となっているかを示すものですが、こちらもマイナス値であることは、借金の金額より貯金の金額が上回っていることを表します。今後の財政運営を行うにあたり借金である地方債と貯金である基金のバランスが非常に大切となります。基金の蓄えがなく借金をしていると将来負担比率はプラス数字（悪化）へ移行することになります。

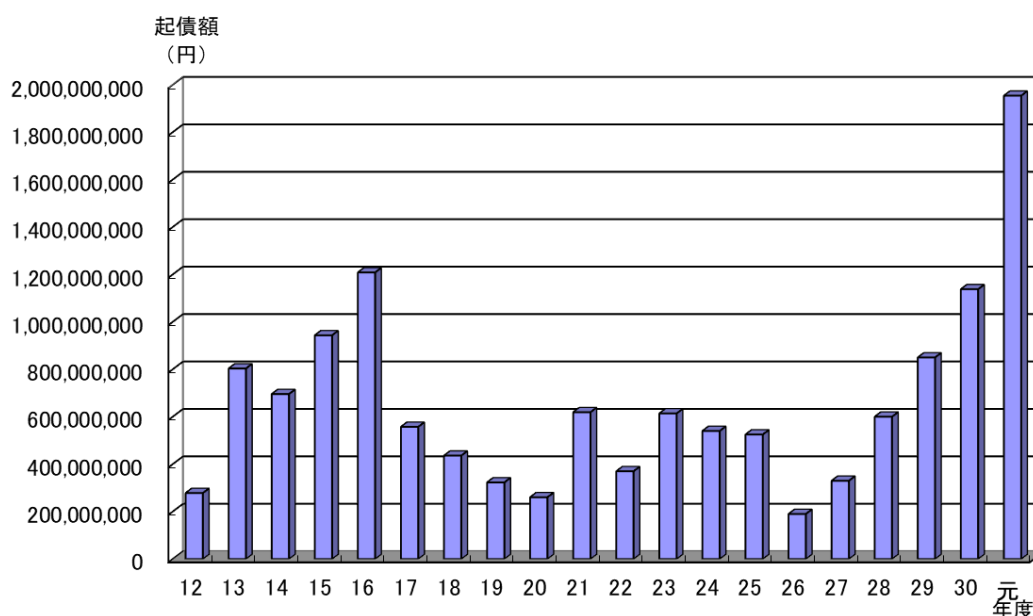
また、4 つの比率には超えてはいけない基準が 2 つあり、1 つは早期健全化基準

でイエローカードに相当するものです。比率の1つでも基準を超えると「財政健全化計画」を定め議会の承認を得た後、財政健全化に向けて努力しなければなりません。また、早期健全化基準が更に悪化したものが、財政再生基準でレッドカードに相当するものです。将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでも基準を超えると「財政再生計画」を定め議会の承認を得た後、総務大臣に報告し財政再生に向けて、取り組まなければならないこととなります。

(8) 瑞穂町の起債の状況

1 起債（普通会計）発行額の推移

起債額の推移

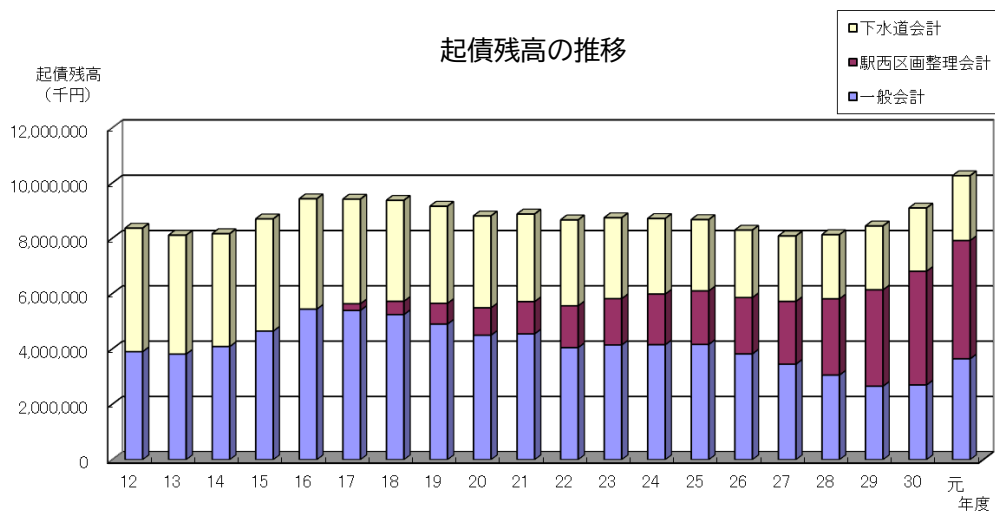


普通会計の地方債発行額（いわゆる「町の借金」）は、平成13（2001）年度から16（2004）年度にかけ伸びを示しています。また、平成17（2005）年度からは逆に地方債発行額を抑制し、後年度負担を抑えています。平成21（2009）年度から25（2013）年度は、地方税等の減収により、例年より多い地方債発行を余儀なくされました。平成26（2014）年度は普通交付税の激減に伴い臨時財政対策債発行可能額も半減したため、地方債発行額が減額となりました。平成27（2015）年度以降は普通交付税不交付団体（30（2018）年度は交付団体）となったため、臨時財政対策債が発行できなくなりましたが、箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業の事業費増に伴い地方債発行額が増額となりました。また、平成30（2018）年度からは、新庁舎建設事業に係る地方債発行も加わったことにより、発行額は急激な伸びを示しています。

起債内容（地方債の発行を伴う大型事業）

平成 10 年度 ～12 年度	都市計画道路事業、減税補てん債
平成 13 年度	リサイクルセンター建設事業、減税補てん債
平成 14 年度	リサイクルセンター建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成 15 年度	駅東西自由通路建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成 16 年度	駅東西自由通路建設事業、駅前自転車等駐車場建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成 17 年度	都市計画道路事業、減税補てん債、臨時財政対策債
平成 18 年度	元狭山コミュニティセンター建設事業、減税補てん債
平成 20 年度	リサイクルプラザ増設工事事業
平成 21 年度	福社会館改修工事事業、臨時財政対策債
平成 23 年度	長岡コミュニティセンター整備事業、臨時財政対策債
平成 24 年度	臨時財政対策債
平成 25 年度	新郷土資料館建設事業、臨時財政対策債
平成 17 年度 ～令和元年度	箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業（駅西特別会計）
平成 30 年度 ～令和元年度	新庁舎建設事業

2 起債（一般会計及び下水道事業特別会計等）残高の推移

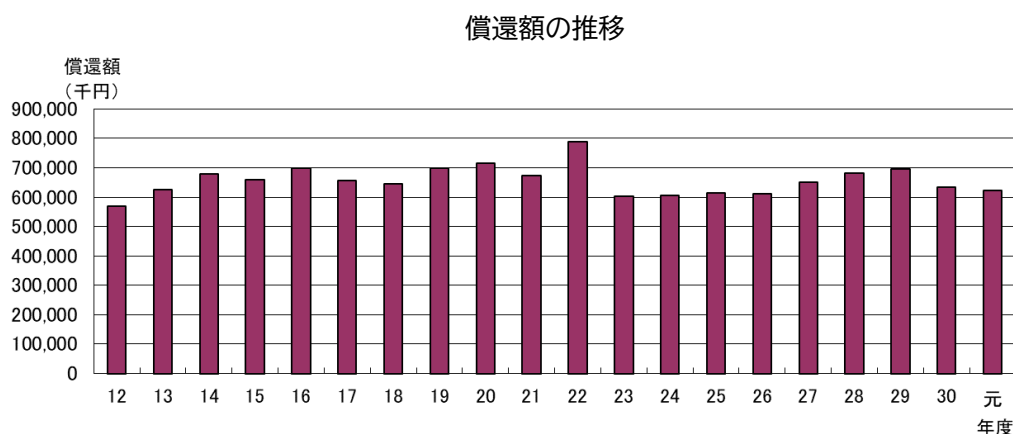


一般会計と特別会計の起債残高をグラフにまとめました。平成 15（2003）年度に普通交付税不交付団体となった以後、一般会計での残高比率が高まり、16（2004）年度から 19（2007）年度は、総額 90 億円のレベルで推移しています。

平成 20（2008）年度以降は、発行の抑制と順調な返済に加え、任意繰上償還を行った効果が現れ、徐々に残高が減少しています。

しかし、平成 30（2018）年度以降は新庁舎建設事業の影響により地方債の残高が急激に増加しています。一方で特別会計では、平成 17（2005）年度より箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業において地方債の発行を始め、年々残高が増加し、令和元（2019）年度においては総額 90 億円台を超え 100 億円のレベルとなっています。※下水道事業は令和 2（2020）年度から公営企業会計に移行し、特別会計ではなく下水道事業会計になりました。

3 起債の償還計画



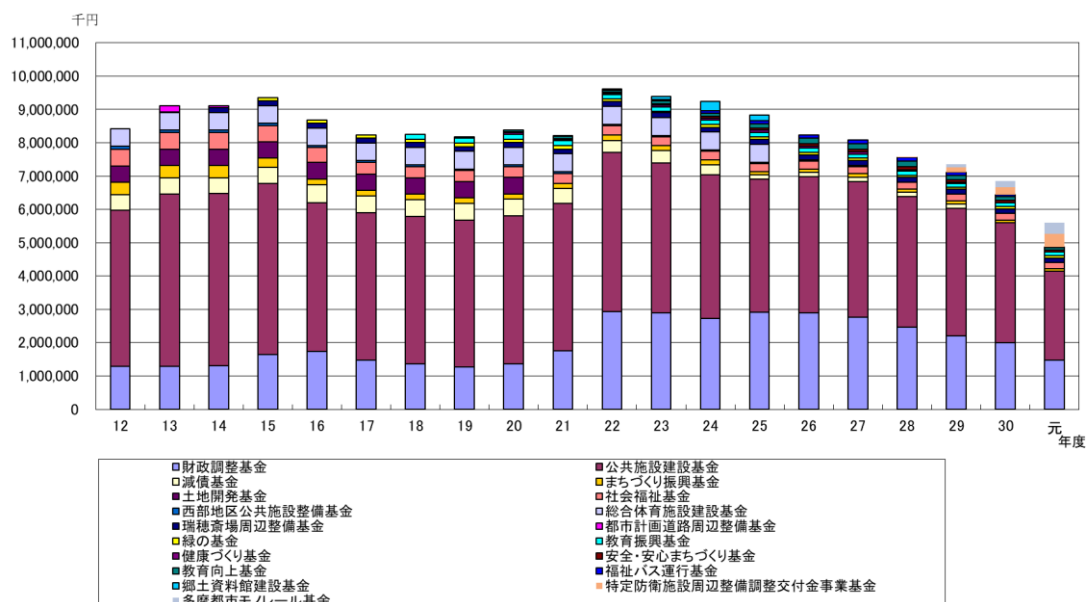
次に、一般会計と特別会計を合わせた起債の償還額をグラフにまとめました。町の起債元金の償還額は、平成 22（2010）年度に任意繰上償還を行った結果約 7 億 9,000 万円と上昇しましたが、23（2011）年度では約 6 億円まで下がり、26（2014）年度まで同水準で推移しました。しかし、平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までは新たな起債の償還が計 8 件始まったことにより約 7 億円まで上昇しています。なお、平成 30（2018）年度以降は、新規に償還が始まったものもありますが、前年度に償還が終了したものもあることから、約 6 億円に減少しています。

公共施設建設等に必要な経費を一時に支出すれば、他の施策を遂行するための財源に影響が出かねません。また、次世代まで利用することができる公共施設建設は、その経費を次世代の人たちも負担することとして、平準化することも地方債発行の大きな目的の 1 つです。しかし、過重な地方債の発行は、後年度の元利償還の比率を高め、財政の余裕度を失いかねません。起債残高の推移を注視しながら、起債の発行と償還のバランスを保つことが最も重要です。

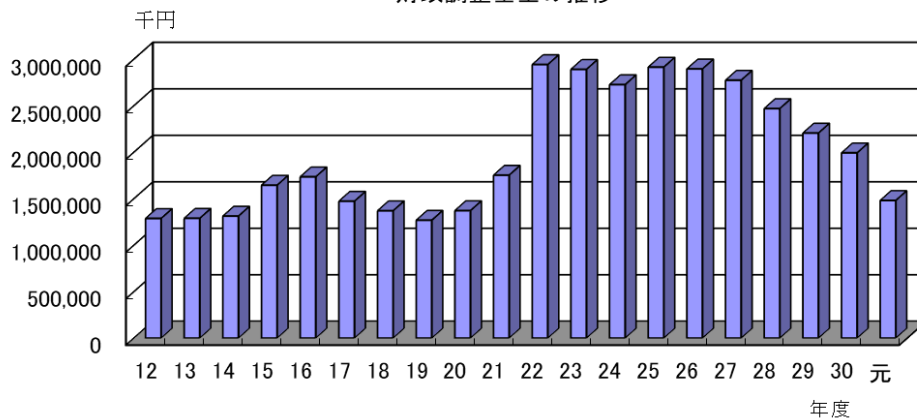
(9) 基金の推移

これまで、町の財政運営状況と起債（町の借金）について概観してきました。しかし町の財政状況の中で、町の貯金（基金）の様子も見ておかななくてはなりません。基金は、それぞれ目的を持って設置されています。そして、それぞれの設置目的に沿って各種事業に財源措置（基金の取崩し）するための、準備金のような性格を持っています。しかし、備えが低水準では貯える余地もないほど財政が悪化していると判断されかねません。特に年度間の財政の不均衡を調整するために備える財政調整基金は、一定水準を保つことが必要となります。次のグラフは、普通会計における基金総額の推移と財政調整基金の推移を示したものです。

基金年次推移（普通会計）



財政調整基金の推移



財政調整基金は、年度間の財政の不均衡に備えることと、災害復旧等に備えることが目的ですから、低下すればその役割を果たすことが難しくなります。令和元（2019）年度末には約 15 億円の備えがありましたが、経常収支比率の上昇に合わせ、財政調整基金の取崩額の増加も想定されるため、長期計画にあわせて適正規模を維持しなくてはなりません。

(10) まとめ

町の令和元（2019）年度の決算は、一般会計歳入決算で約 165 億円、一般会計と特別会計の合計歳入決算額で約 259 億円と、前年度決算比で 7.3%の増額となりました。一般会計では同じく前年度決算比で 11.3%の増額となり、経年的に財政規模が増加傾向にあります。そのような中、基幹財源である地方税等の自主財源比率の割合が伸びず、今後の自主財源確保が課題となっています。

歳出では、「人件費、扶助費、公債費」（義務的経費）を抑制し、近隣市と一部事務組合を設置して、ゴミ処理、斎場、学校給食、病院といった事業の効率化を図っています。現時点では、財政調整基金及び公共施設建設基金といった社会資本形成に要する財源確保も堅調で、安定した地域投資水準を維持しています。また、地方債償還は計画的に行われ、公債費比率も低水準を維持しています。しかしながら、財政調整基金については、財源不足に対応するための取崩額が年々増加していることから、歳出削減が大きな課題です。

一方、令和元（2019）年度は再び普通交付税不交付団体となりましたが、経常収支比率は 90.9%と悪化しています。これ以上財政の柔軟性を失わないよう継続した努力が必要と分析されます。

わかりやすい財政分析と財政の特徴をつかむため、普通会計（各市町村の共通する事業をベースに再計算するもので、町では一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計を合わせたもの）と一般会計（予算書ベース）を含めて解説しました。

しかし、先に述べたように、市町村を取り巻く財政環境は悪化していますし、当面の間は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する税収の減少も影響します。自治体の役割拡大が続く中で、これからの行財政運営にこそ、市町村の経営手腕が問われることとなります。

住民に最も身近で、信頼される基礎自治体（市区町村）は、地方自治体自らの投資レベルを維持し、民間投資や市場投資を誘導できる自治体でなくてはなりません。

数値は、結果を示すのみですが、あらゆる数値結果には過程が存在します。また多くの事業がそれぞれに関連して結果を導き出しているのです。町は、日々事務事業の効率的執行に努力していますが、職員は課単位の仕事に精通するだけでなく、これからは特に町を取り巻く地理的環境や地域経済にも広く視野を広げ、行政の窓口としての経営感覚を持つことが必要となります。また今後、議会、住民、企業と協働して更に効果的で効率的な行政サービスを提供することが重要となります。

※この財政分析は、主に次の資料を用いて作成しました。

- ① 東京都総務局行政部市町村課「令和元年度市町村決算状況調査結果」
- ② 令和元年度瑞穂町決算書

3. 公共施設等の現状と課題

3-1 建築系公共施設

3-2 インフラ施設

3-3 施設保有量の推移

3-4 有形固定資産減価償却率の推移

3-1 建築系公共施設

(1) 延床面積、建築年から見た現状と課題

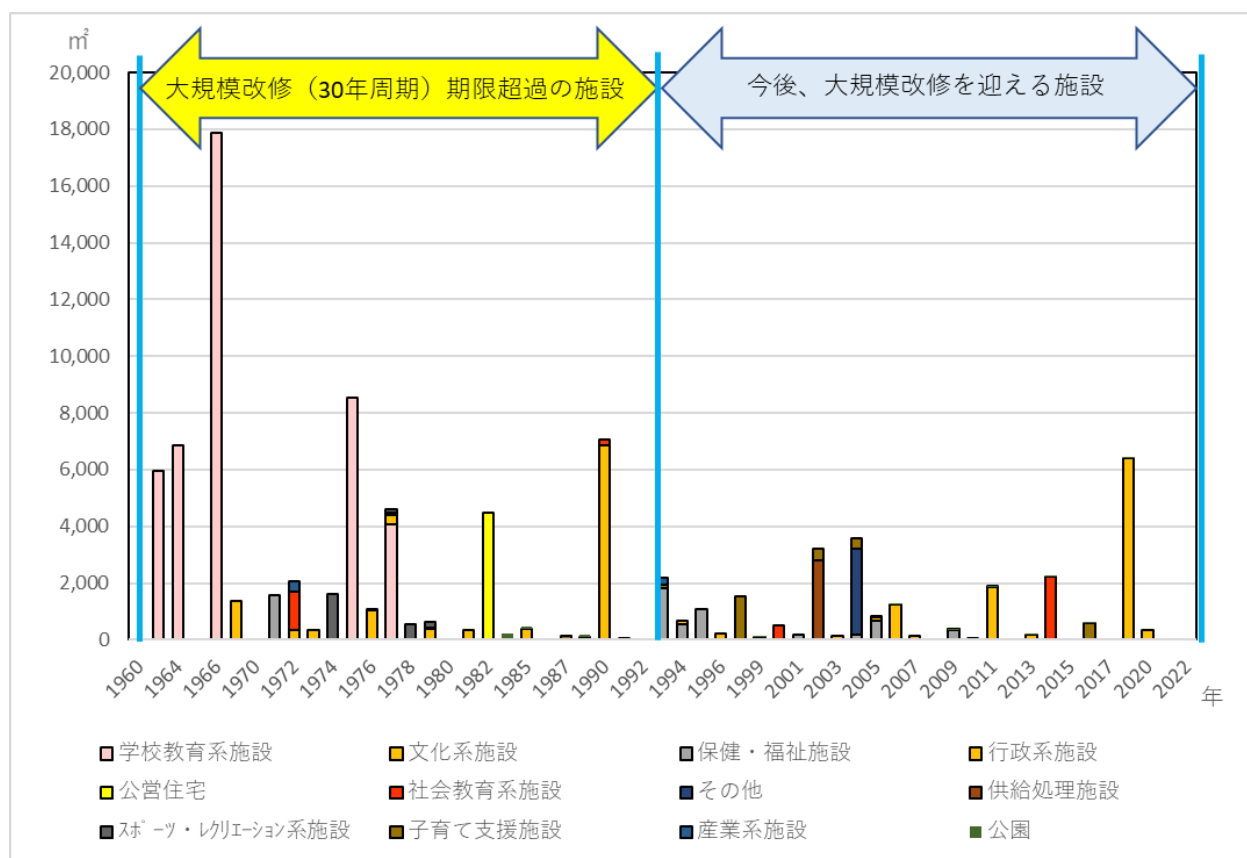
町の公共施設の総延床面積は 93,873 m²、人口一人当たりの延床面積は 2.9 m²/人（令和 3（2021）年 12 月 1 日時点 32,330 人）で、全国平均の 3.42 m²/人より小さい値となっています。（東洋大学 PPP 研究センターによる全国自治体（981 市町村）の公共施設延床面積のデータ（平成 24 年（2012）年 1 月公表）から引用。）

人口急増時期の昭和 40 年代から昭和 50 年代までに建築された公共施設は、大規模改修期限（築後 30 年周期）を超過し、該当する公共施設の延床面積は 66,092 m²となり全体の約 70%に達しています。

また、平成 4（1992）年以降に建築された公共施設は、令和 4 年（2022）年以降、順次大規模改修期限を迎えます。

今後、大規模改修期限を超過している公共施設に対する、大規模改修や長寿命化等に要する財源確保が課題となっています。

○公共施設整備の現状



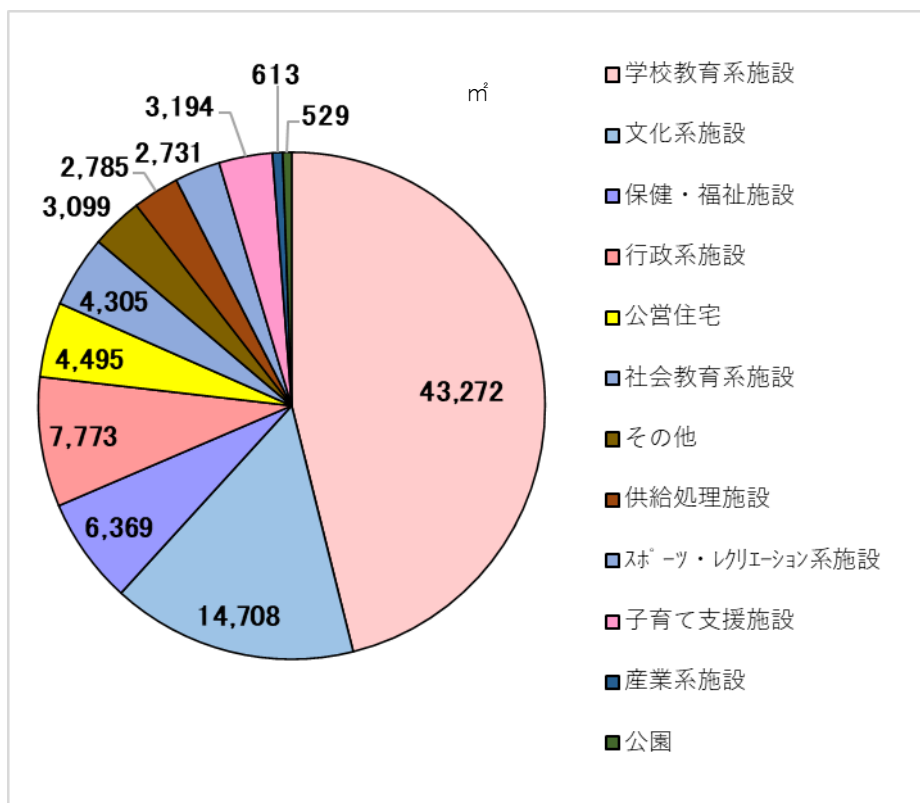
(2) 施設大分類別延床面積の現状と課題

人口急増時期の昭和 40 年代から昭和 50 年代までに建築された小学校（5 校）、中学校（2 校）の学校教育系施設の延床面積は、約 43,000 m²で全体の 46%を占めています。次いで地域活動に密着した集会所や会館等の文化系施設は、約 15,000 m²で全体の 16%を占めています。

小・中学校については、施設全体が老朽化し、一部では雨漏り等も発生していることから、屋上等の防水、壁面の塗装工事等を行っています。

地区会館については、大規模改修を含めた施設の修繕箇所を精査し、対応することが課題となっています。

○施設大分類別延床面積構成グラフ



(3) 建築年別・施設大分類別延床面積推移の現状と課題

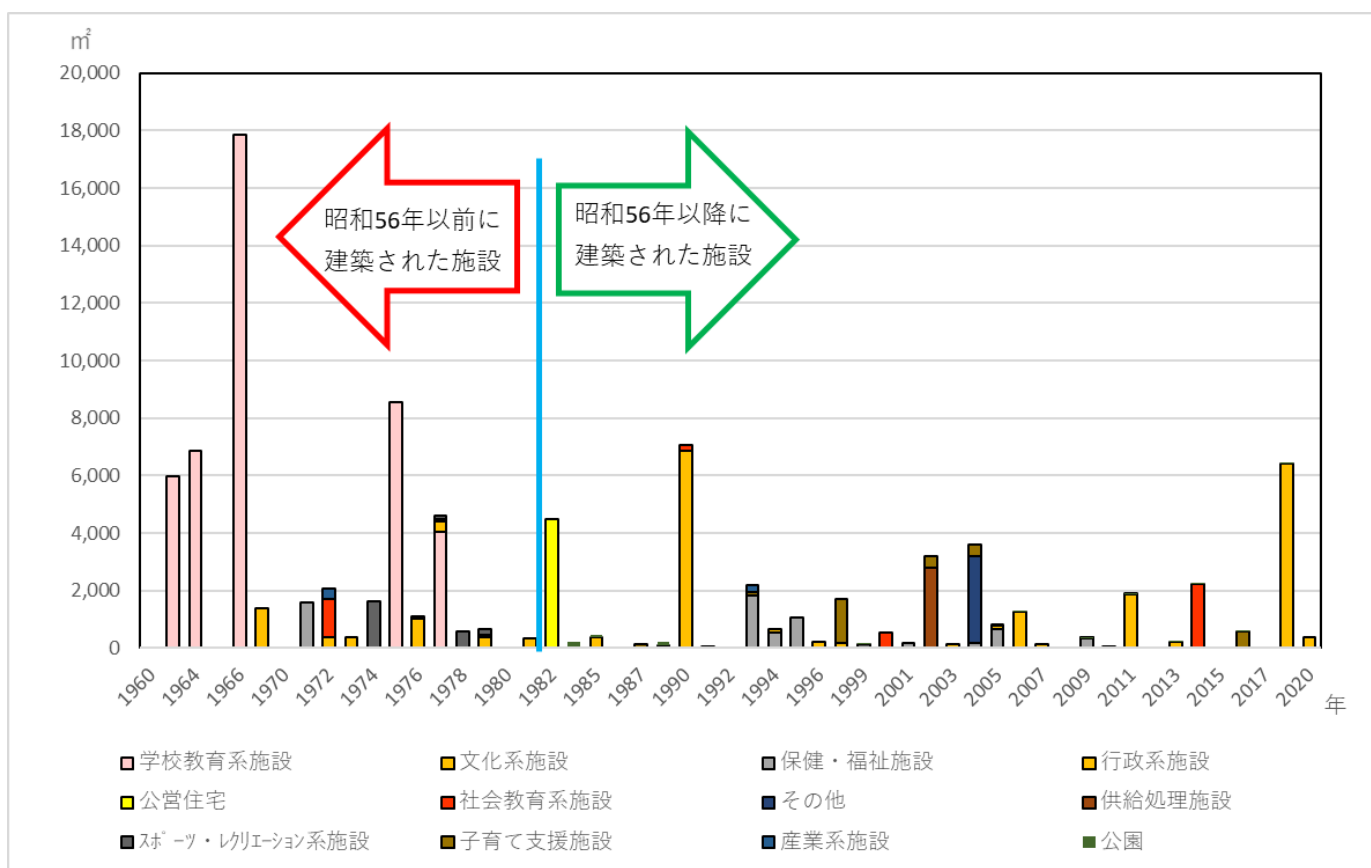
昭和56（1981）年の建築基準法改正により、新耐震設計基準が導入されました。昭和56（1981）年以前に建築された建物については、耐震性が不十分な場合もあることから、耐震診断を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて耐震改修工事を行い、耐震性を確保する必要があります。

町の小・中学校の校舎は、すべて耐震補強工事が済んでいますが、老朽化が進行している付属棟の改修が課題となっています。

・耐震改修工事済の小・中学校



○公共施設整備の現状

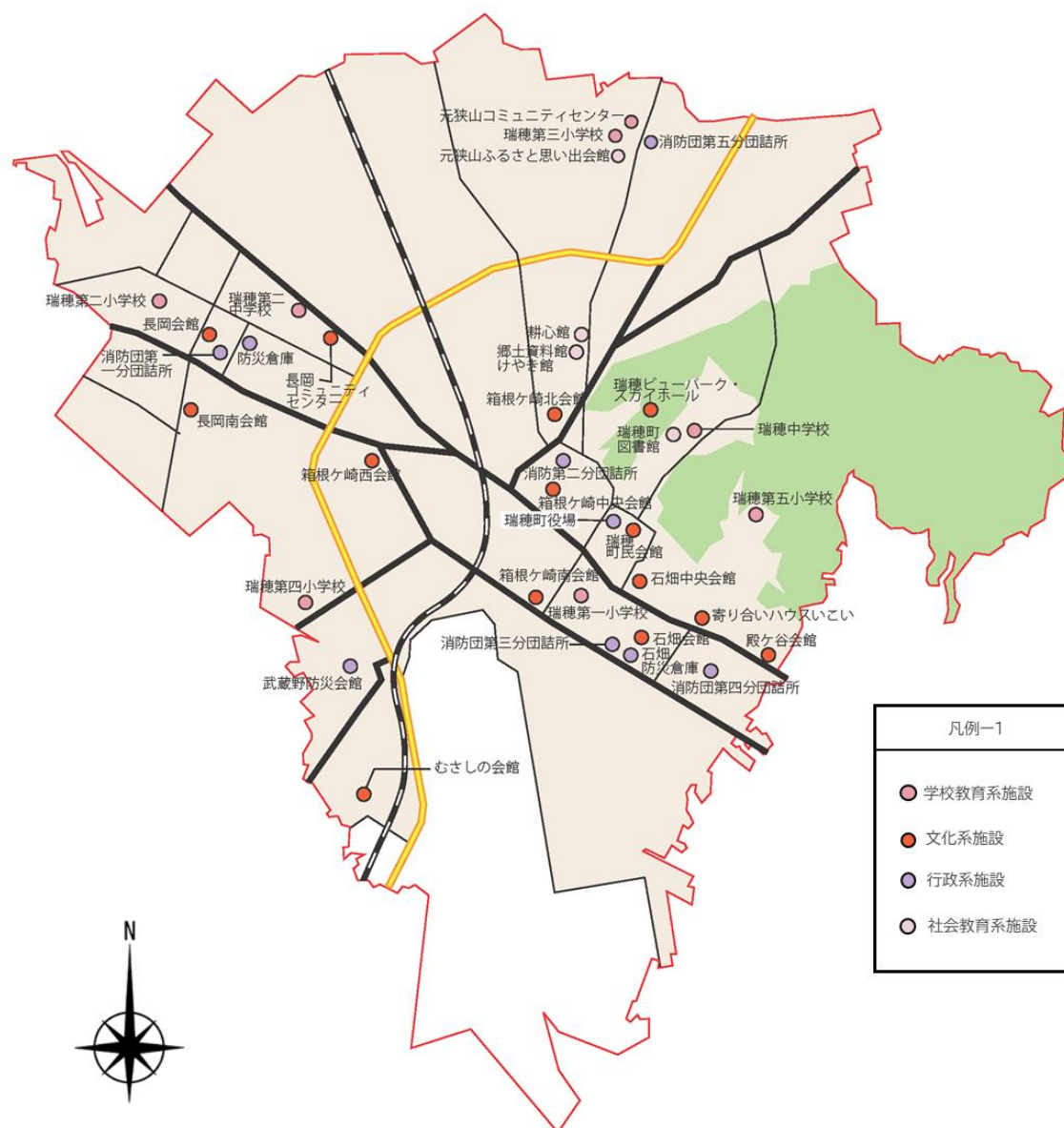


(4) 大分類別施設分布状況

1) 学校教育系施設、文化系施設、行政系施設、社会教育系施設の分布

利用頻度が高い「コミュニティセンター」や「地区会館」等の地域に密着した集会施設が各地区に配置されています。

【施設大分類別分布】



2) 公園、子育て支援施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅、供給処理施設、産業系施設、その他

上記施設は、日常生活に密着した機能を有する施設であり、分散配置されています。土地区画整理事業完了地区には、遊歩道と一体化した多くの街区公園が配置され、住民の憩いの場となっています。

【施設大分類別分布】



(5) 現地調査

1) 調査対象施設

前回計画策定時の計画対象施設は 91 施設で、以下の7項目について、現地調査を実施しました。

2) 調査項目

調査項目	調査項目の評価内容
1 外壁のクラックについて	①出入口や窓周辺にクラックが見られる。 ②梁部・柱部等の構造的なクラックが見られる。 ③クラックは、見られない。
2 窓枠等について	①サッシュ枠のゆがみ等が見られる。 ②雨だれ等が目立つ。 ③特に目立つ状態にない。
3 基礎部の沈下等について	①沈下による基礎部の一部破損等が見られる。 ②構造的なクラックが見られる。 ③目立った状態は、見られない。
4 建物の老朽化について	①老朽化の進行が施設全体に散見される。 ②破損・要修繕箇所が多くみられる。 ③老朽化の進行は、見られない。
5 外構の状態について	①破損箇所が多く見られる。 ②手入れが行届いていない。 ③目立った破損状態は、見られない。
6 出入口等の段差処理について	①未実施の状態にある。 ②実施済であるが、改善が必要。 ③実施済である。
7 その他	特記事項等

3) 調査結果のとりまとめ事例

施設NO	13	施設名	瑞穂ビュールパーク・スカイホール				
管理番号	030401	住所	箱根ヶ崎2475				
用途名称	ホール・事務所	調査日	9月16日	天候	曇	調査員名	
調査項目	調査結果の考察						
1.外壁等のクラック	②梁部・柱部・壁全体に構造的なクラックが見られる。						
2.窓枠周辺等の状態	③特に目立つ状態にない。						
3.基礎部の沈下損傷等	③目立った状態は、見られない。						
4.建物の老朽化	①施設全体に老朽化の進行が見られる。						
5.建物の外構の状態	①破損箇所が多く見られる。						
6.出入口等の段差処理	③実施済である。						
7.その他	外部通路部の梁や柱に構造クラック、破損箇所が目立つ。						
・全景	・ホール玄関アプローチ		・外壁の劣化				
							
・外壁タイル下地材の収縮による不陸			・外部階段柱・梁部のクラック損傷箇所多し		・外部階段柱部のクラック損傷箇所多し		
							
・外部階段ピロティー柱部のクラック			・同左		・柱部損傷箇所補修箇所多し		
							
・外部階段ピロティー梁部のクラック			・同左		-		
							

4) 施設大分類別で見た考察

①行政系施設

消防団詰所については、老朽化の進行が見られるとともに、構造的なクラックが多く見られる。

②学校教育系施設

小・中学校の本校舎は、すべて耐震改修工事済だが、付属棟の中でも特に多くの体育館の柱・壁・梁部に構造的なクラックが多く見られたため、安心・安全に利用できるよう、改修工事を行った。

その他のプール等の付属棟にも、構造的なクラックや外装塗装の損傷が多く見られ、全体的に建物の老朽化の進行が見られる。

③文化系施設

地区会館のほぼすべてにおいて、外壁や基礎部に構造的なクラックが多く見られる。あわせて外装塗装の劣化等の施設全体の老朽化の進行が見られる。

④スポーツ・レクリエーション系施設

外壁や基礎部に構造的なクラックが多く見られる。あわせて外装塗装の劣化等、施設全体の老朽化の進行が見られる。

⑤社会教育系施設

図書館は、昭和 48 年（1973）に建築され、外壁や基礎部に構造的な老朽化が進行していた。いまの地域の状況にあったよりよい図書館にするために、図書館のあり方や運営について改めて考え直し、その実現のために施設全体の「リノベーション」としての改修工事を行った。

⑥子育て支援施設

一部の学童保育クラブについて、老朽化の進行が見られる。

⑦保健・福祉施設

施設により、構造的なクラックが見られ、あわせて老朽化の進行が見られる。

⑧公営住宅

すべての住宅棟について、老朽化の進行が見られる。

⑨公園（便所等）

旧型便所は、老朽化の進行が見られるとともに段差処理が実施されていない。新型便所は、室内が清潔に維持され、あわせて出入り口はバリアフリー対応となっている。

⑩供給処理施設

太陽光パネルが設置されて施設の外構等も清掃されている。

⑪産業系施設

産業会館は、基礎部に構造的なクラックが見られる。ふれっしゅはうすも構造材の劣化が見られ、両施設とも施設全体の老朽化の進行が見られる。

⑫その他

一部の施設は、構造的なクラックが見られ、あわせて老朽化の進行が見られる。

3-2 インフラ施設

(1) 道路・橋りょうの現状と課題

1) 道路

町の骨格的道路網は、国道 16 号と都道 5 号新宿青梅線（青梅街道、新青梅街道）、都道 44 号瑞穂富岡線（岩蔵街道）、都道 166 号瑞穂・あきる野・八王子線のほか都道 4 路線によって構成されています。都市計画道路は 15 路線が指定され、63.7%（令和 2（2020）年 3 月現在）が整備されています。その他の町道については、西部土地区画整理事業区域を除くと幅員の狭いものが多く、防災・安全面の確保が課題となっています。

西部土地区画整理事業区域内には、公園と公園を結ぶ緑道が整備されて、沿道住民の憩いの場となっています。

2) 橋りょう

町内には、残堀川に架かる 18 橋、その他に無名橋を含め 34 橋が整備されています。平成 28（2016）年度から実施している、橋りょう定期点検も令和 3（2021）年度に 2 巡目の定期点検を行いました。この点検結果等を基に、現在策定している橋りょう長寿命化修繕計画を改定することにより、橋の健全化を図り、安全・安心を維持していくことが課題となっています。

○公道延長及び道路面積

区 分		国道	都道	町道	合計
路線数（本）		1	7	1,013	1,021
延長（m）		5,820	17,938	219,704	243,462
平均幅員（m）		27.98	14.35	4.85	6.10
面積（㎡）		162,871	257,377	1,065,443	1,485,691
舗装	面積（㎡）	162,871	242,761	866,553	1,272,185
	舗装率（%）	100.00	94.32	81.33	85.62

※令和 2 年 4 月 1 日現在

○残堀川（狭山池源流）に架かる橋りょう一覧

①狭山橋（H20）	②狭山下橋（H13）	③宿西橋（H18）	④大橋（H16）	⑤中宿橋（H14）
⑥新宿東橋（H16）	⑦新東橋（H16）	⑧中央橋（H15）	⑨一本橋（H13）	⑩吉野橋（H12）
⑪地蔵橋（H12）	⑫二本榎橋（H5）	⑬砂前橋（H7）	⑭境橋（H6）	⑮仲町橋（H4）
⑯仲橋（H7）	⑰表橋（H9）	⑱下砂橋（H3）		



役場通り



砂前橋

(2) 下水道の現状と課題

1) 下水道

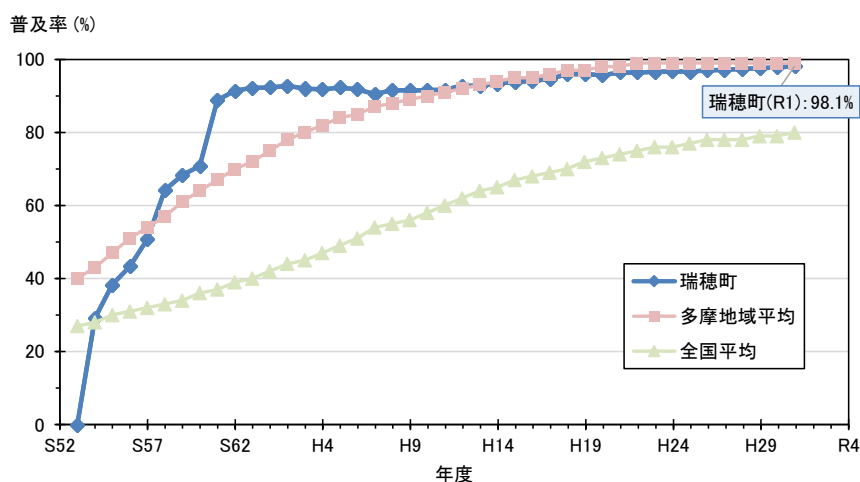
町の公共下水道は、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流方式を採用しています。令和2（2020）年度末の汚水管路布設延長は約 185 km、整備率 88.3%、下水道人口普及率 98.2%で、雨水管路布設延長は約 38 km、整備率は 46.0%となっています。また、駒形汚水中継ポンプ場 1 箇所、マンホールポンプ 6 箇所、雨水調整池 3 箇所を管理しています。

汚水は、公共下水道事業計画区域の未整備区域について、順次整備を進めるとともに、下水道人口普及率 100%に向けて引き続き事業の推進が必要です。一方、雨水については、近年多発する大型台風や、局部的集中豪雨等による浸水被害の対策として、雨水幹線の優先的な整備、道路整備や土地区画整理事業の実施にあわせた計画的な整備、都市づくりの関係部局や防災部局と連携を図り、雨水貯留施設等を設置する等の総合的な浸水対策の推進が必要です。

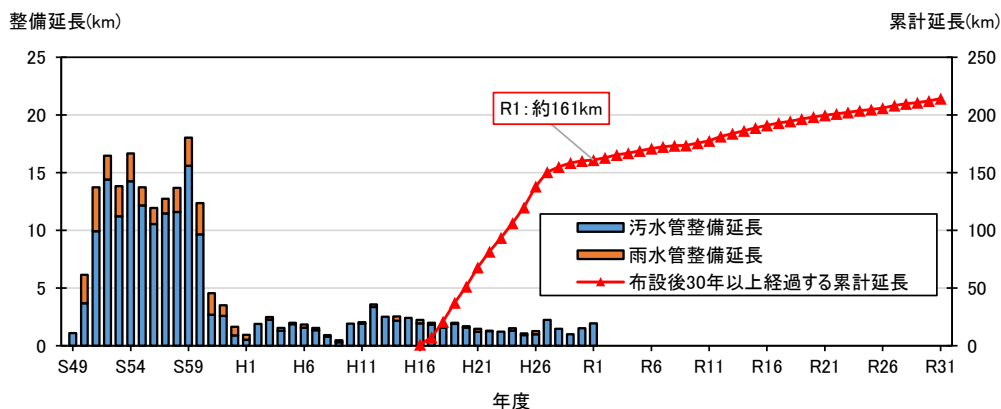
整備した管路については、計画的で適切な維持管理により施設の長寿命化を図るとともに、効率的に改築や更新を行う必要があります。また、大規模地震発生時に被害を受けた場合においても、施設への被害の軽減を図り、できる限り下水道機能を維持できるように耐震化を推進するとともに、減災対策として、避難所へのマンホールトイレ設置を推進する必要があります。

今後も下水道施設整備を推進するとともに、耐用年数を超過する管路等の更新時期を見据え、更新時の事業量の平準化やライフサイクルコストの最小化が課題となります。

○下水道普及率の推移



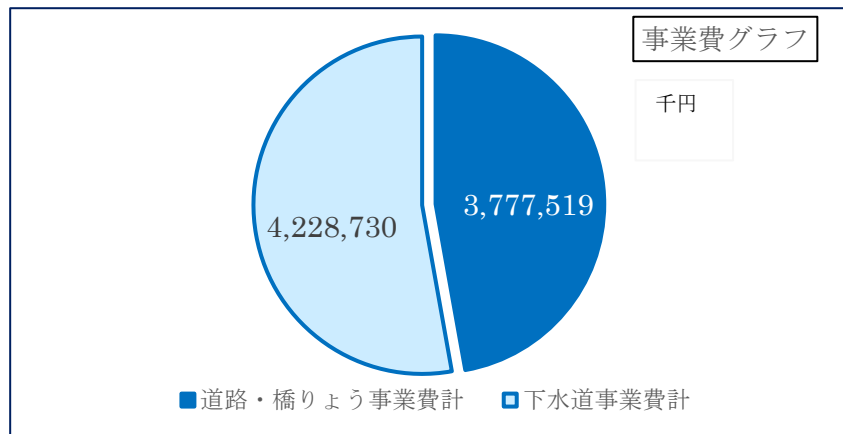
○年度別整備延長と敷設後 30 年経過延長の関係



資料:瑞穂町下水道プラン

(3) インフラ施設別の施設建設事業費

平成 18 (2006) 年度から令和元年 (2019) 年度までの 14 年間の部門別事業費の平均は、道路・橋りょう部門が約 40 億円、下水道部門が約 42 億円となっています。



○道路・橋りょう事業費の推移（千円）

年度	道路維持管理	河川管理	河川工事	道路整備	用地取得 ・物件補償
平成 18 年度	62,415	2,580	9,583	201,423	179,395
平成 19 年度	68,075	2,516	0	97,300	148
平成 20 年度	91,044	2,615	0	29,695	3,853
平成 21 年度	99,935	2,668	0	206,705	133,114
平成 22 年度	98,164	2,661	0	104,152	412,965
平成 23 年度	95,111	2,623	15,697	100,873	250,532
平成 24 年度	65,072	2,760	0	39,341	36,002
平成 25 年度	56,627	2,799	0	24,279	64,507
平成 26 年度	60,816	3,244	0	34,020	82,419
平成 27 年度	56,541	3,421	2,800	92,980	2,526
平成 28 年度	54,530	4,296	6,596	158,279	25,642
平成 29 年度	61,034	4,037	0	196,464	8,810
平成 30 年度	63,802	3,768	0	108,689	878
令和元年度	73,103	4,041	896	83,621	13,037
計	1,006,269	44,029	35,572	1,477,821	1,213,828
				総計	3,777,519

（町事務報告書等より抜粋整理）

○下水道事業費の推移（千円）

年度	整備事業	管渠	ポンプ場維持管理
平成 18 年度	244,183	40,595	7,349
平成 19 年度	282,069	32,595	7244
平成 20 年度	176,869	9,219	36,464
平成 21 年度	123,007	59,022	20,251
平成 22 年度	319,641	23,503	10,140
平成 23 年度	96,959	31,818	27,060
平成 24 年度	95,797	31,354	43,050
平成 25 年度	75,514	45,592	41,790
平成 26 年度	98,916	73,183	30,742
平成 27 年度	313,591	71,599	18,242
平成 28 年度	272,427	127,544	19,573
平成 29 年度	221,411	192,572	20,436
平成 30 年度	204,412	246,314	18,632
令和元年度	254,133	145,531	18,387
計	2,778,929	1,130,441	319,360
		総計	4,228,730

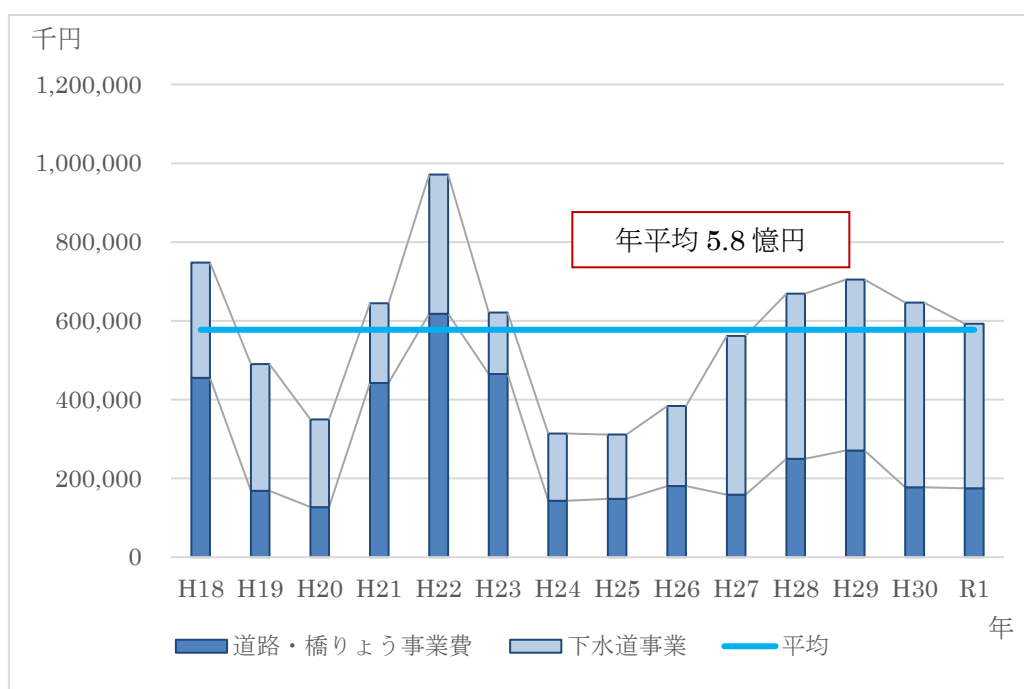
（町事務報告書等より抜粋整理）

(4) 建設年別・インフラ施設建設事業費の推移

平成 22 (2010) 年度をピークとして、各年度の事業費は、下記のグラフのように推移しています。14年間の年間平均事業費は、約 5.8 億円/年となっています。

部門別にみると道路・橋りょう部門は、約 2.7 億円/年前後で推移しています。また、下水道部門は、約 3 億円/年前後で推移しています。

○インフラ施設事業費総計グラフ



3-3 施設保有量の推移

(1) 施設保有量の推移（施設類型別面積量）

町における施設保有量の推移です。町では平成 28（2016）年度から、統一的な基準による財務書類を作成し、町が所有する全ての資産を網羅的に把握する固定資産台帳を整備していることから、平成 28（2016）年度以降の施設類型別の保有量の推移を算出しています。

1) 建築系公共施設

単位：㎡

施設類型名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政系施設	3,630	3,630	3,781	3,781
学校教育系施設	44,770	44,818	44,855	44,855
文化系施設	16,037	16,037	16,238	16,238
スポーツ・レクリエーション系施設	2,743	2,743	2,743	2,743
社会教育系施設	4,355	4,355	4,355	4,355
子育て支援施設	2,988	2,988	3,349	3,349
保健・福祉施設	6,987	6,987	6,987	6,987
公営住宅	4,495	4,495	4,495	4,495
公園	479	479	479	479
供給処理施設	3,964	3,964	3,964	3,964
産業系施設	690	690	690	690
その他	3,126	3,132	3,132	3,132

2) インフラ施設

単位：㎡

施設類型名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
道路	13,295,869	13,515,933	13,735,479	13,955,025
橋りょう	397	397	397	397

施設類型別の保有量を面積量の推移で見ると、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度までに行政系施設は 151 ㎡、学校教育系施設は 85 ㎡、文化系施設は 201 ㎡、子育て支援施設は 361 ㎡それぞれ増加しています。

(2) 施設保有量の推移（施設類型別取得価額合計）

1) 建築系公共施設

単位：百万円

施設類型名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政系施設	818	950	1,651	1,651
学校教育系施設	3,765	3,775	4,121	4,121
文化系施設	3,978	3,978	4,093	4,093
スポーツ・レクリエーション系施設	447	447	447	447
社会教育系施設	1,494	1,494	1,494	1,494
子育て支援施設	1,103	1,103	1,123	1,123
保健・福祉施設	1,300	1,300	1,300	1,300
公営住宅	680	680	704	704
公園	369	369	370	370
供給処理施設	1,377	1,377	1,377	1,377
産業系施設	32	32	32	32
その他	609	624	624	624

2) インフラ施設

単位：百万円

施設類型名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
道路	9,921	10,025	10,263	10,271
橋りょう	0	0	0	0

次に、施設類型別の保有量を取得価額合計の推移で見ると、総床面積の約 5 割を占める学校教育系施設は、取得価額合計でも総取得価額の約 2.5 割を占めており、平成 28（2016）年度以降、空調設備改修工事、屋上防水工事、耐震化工事等を進めてきたことにより取得価額は増加傾向にあり、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて取得価額は約 3.6 億円増加しています。

その他、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて、施設類型別の主な取得価額の増加をみると、公営住宅では約 0.2 億円、子育て支援施設では約 0.2 億円、文化系施設では約 1.1 億円、行政系施設は新庁舎建設のため約 8.3 億円増加しています。

耐震化工事、大規模改修工事等による長寿命化の実施により、公共施設は面積の増加よりも取得価額が増加している傾向にあります。

3-4 有形固定資産減価償却率の推移

(1) 建築系公共施設における有形固定資産減価償却率の推移

平成 28（2016）年度から整備している統一的な基準による 固定資産台帳では、資産ごとの取得価額、減価償却累計額を把握していることから、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、「有形固定資産減価償却率」を算出することが可能です。施設類型別の当率の推移は下図のようになります。

当率は、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができることから、この値は、高くなるほど償却資産の老朽化が進行し、その維持・更新等に費用を要するため、低い方が望ましい率となります。

当率は資産の取得から時間の経過とともに増加する率ですが、建物の新設、耐震化工事、大規模改修工事等による長寿命化の実施等による取得価額の増加が、取得からの経過による増加率を上回る場合や、建物の除却等を行った場合に減少します。

町では、建物の新設、耐震化工事、大規模改修工事等による長寿命化の実施等、及び建物の除却等を行わない場合、当率は、年平均にして約 2～3%増加します。

当率の全国平均は 60.3%（一般社団法人地方公会計研究センター調べ）といわれていますが、町の学校教育系施設、公営住宅は 70%、産業系施設は 90%を超えており老朽化への対策が必要となります。

学校教育系施設では、平成 30（2018）年度に、瑞穂第一小学校、瑞穂第二小学校、瑞穂中学校の耐震化工事等による取得価額の増加が、当率の増加率を上回った結果、平成 30（2018）年度の当率は 4 ポイント減少しました。

施設類型名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政系施設	27%	25%	16%	17%
学校教育系施設	72%	74%	70%	72%
文化系施設	48%	50%	51%	53%
スポーツ・レクリエーション系施設	55%	57%	59%	62%
社会教育系施設	17%	19%	21%	23%
子育て支援施設	35%	37%	39%	41%
保健・福祉施設	45%	47%	49%	51%
公営住宅	68%	70%	70%	72%
公園	40%	42%	45%	47%
供給処理施設	46%	49%	52%	55%
産業系施設	88%	90%	91%	93%
その他	3%	5%	7%	10%

(2) インフラ公共施設における有形固定資産減価償却率の推移

施設類型名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
道路	46%	48%	49%	51%
橋りょう	0%	0%	0%	0%

4. 中長期的な施設の更新費用の推計

4-1 建築系公共施設

4-2 インフラ施設

4-1 建築系公共施設

(1) 施設大分類別の更新費用の推計

総務省の「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和 3 (2021) 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号通知) の通知では公共施設等総合管理計画における維持管理・更新費用の試算について、地方自治体が策定済の個別施設計画の内容を踏まえて見直しを行うよう方針が示されました。

これを受け、今回の本計画の改定では、「瑞穂町学校施設長寿命化計画」(令和 3 年 (2021) 3 月策定)、橋りょうの「長寿命化修繕計画書」(平成 31 (2019) 年 2 月策定・令和 4 (2022) 年度改定予定)、「瑞穂町営住宅長寿命化計画」(平成 25 (2013) 年 3 月策定・令和 4 (2022) 年度改定予定) を踏まえ、また、個別施設計画未策定の施設については総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修単価を用いて、公共施設の大規模改修にかかる更新費用の見直しを行いました。

公共施設等総合管理計画における更新費用の試算について、総務省の基準では、建築後 60 年経過した施設は改築(建替え)を、30 年経過した施設は大規模改修(長寿命化)を行うものとして試算することとしています。令和 3 (2021) 年末を基準年として、建築から 30 年以上経過する施設は 38 施設あります。基準年現在で建築後 30 年以上となるこれらの施設の大規模改修を、総務省の基準通り計画改定後の令和 4 (2022) 年度に実施した場合、必要な大規模改修(長寿命化)費用は約 51 億円と推計されますので、現実的な数字ではありません。

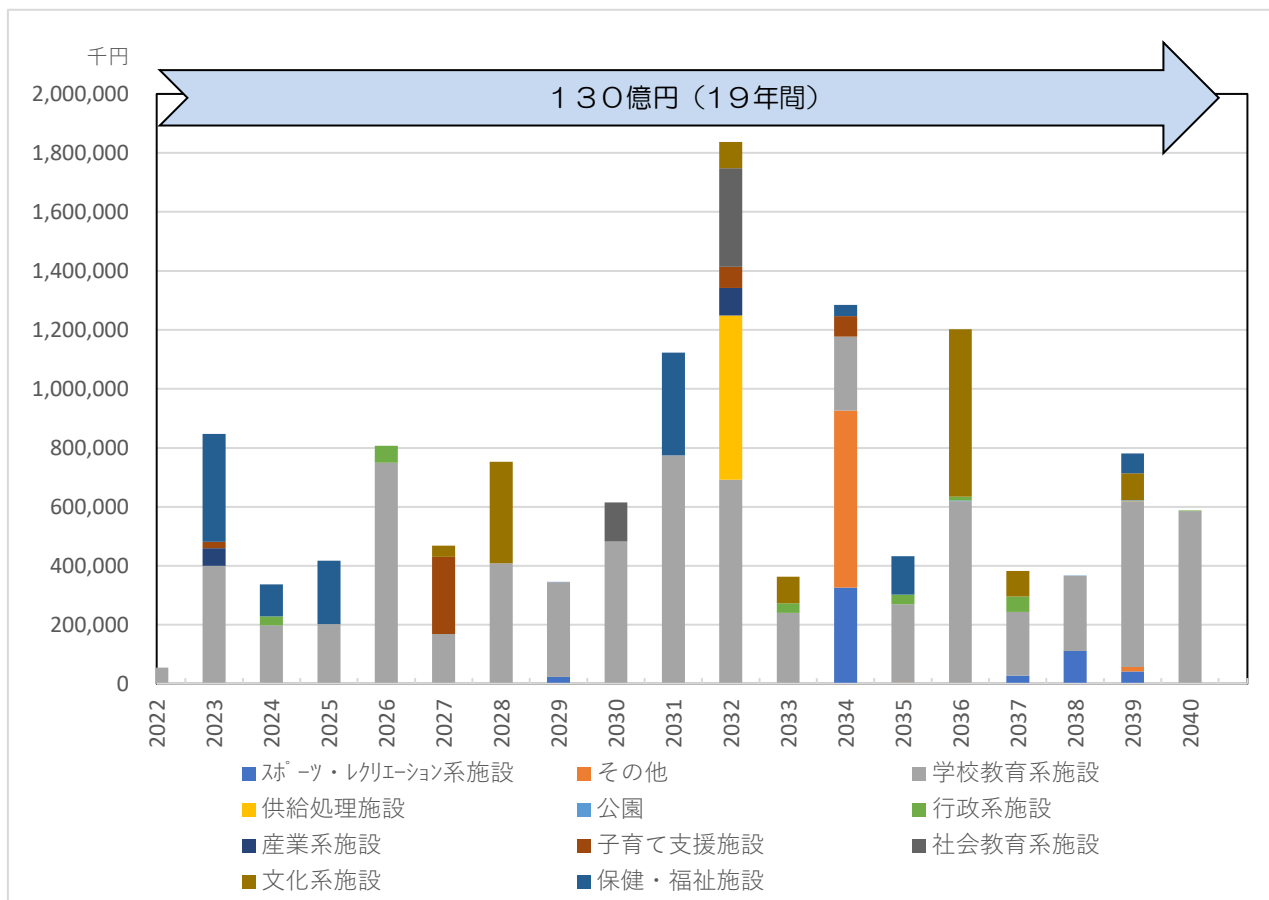
しかしながら、町の公共施設は防衛省の補助を受けて建設しているものが多く、防音機能復旧工事や耐震改修を随時実施し、長寿命化が図られていることから、財政状況を踏まえ、更新費用の試算は建築後 30 年又は 60 年を経過した年に大規模改修(長寿命化)をするものとして試算します。

令和 4 (2022) 年度を初年度とし、各個別施設計画の内容を踏まえて、令和 22 (2040) 年度までに大規模改修(長寿命化)を行う公共施設の更新費用を試算すると、令和 22 (2040) 年度までの 19 年間の合計約 130 億円、平均更新費用は約 6.8 億円/年となります。

○施設大分類別の更新費用(単価)

施設大分類	大規模改修単価
行政系施設	25 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡
文化系施設	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡
公園	17 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡
その他	20 万円/㎡

○年度別長寿命化費用の推計結果



計画期間の最終年度である令和 22（2040）年度までの更新費用の推計では、学校教育系施設において、瑞穂町学校施設長寿命化計画では更新にかかる費用を約 74.5 億円としています。

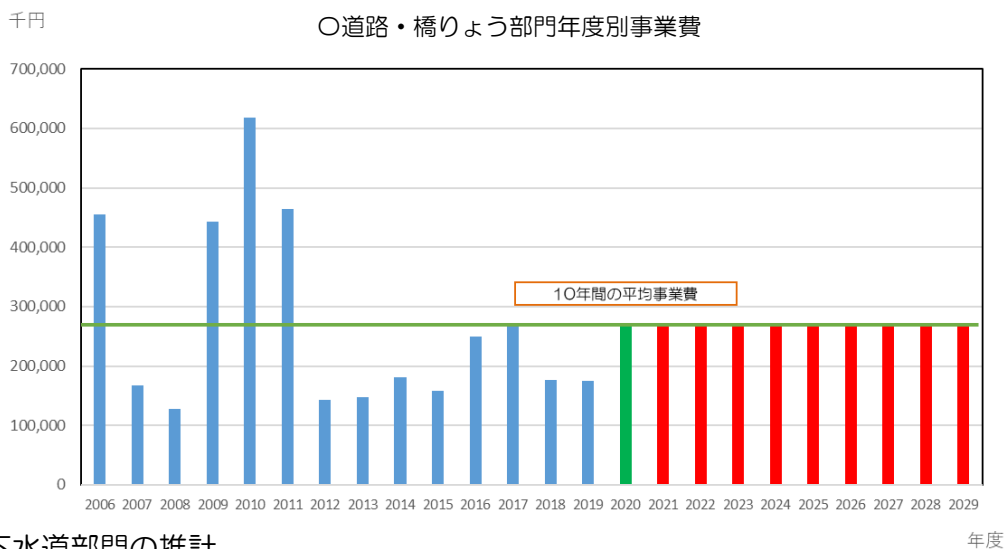
その他の更新費用としては、令和 13（2031）年度にふれあいセンターが約 3.2 億円、令和 14（2032）年度にみずほりサイクルプラザが約 5.6 億円、令和 16（2034）年度に箱根ヶ崎駅東西自由通路が約 2.8 億円、箱根ヶ崎駅東口自転車等駐車場が約 3.2 億円と推計されます。

4-2 インフラ施設

(1) インフラ施設別の更新費用の推計

1) 道路・橋りょう部門の推計

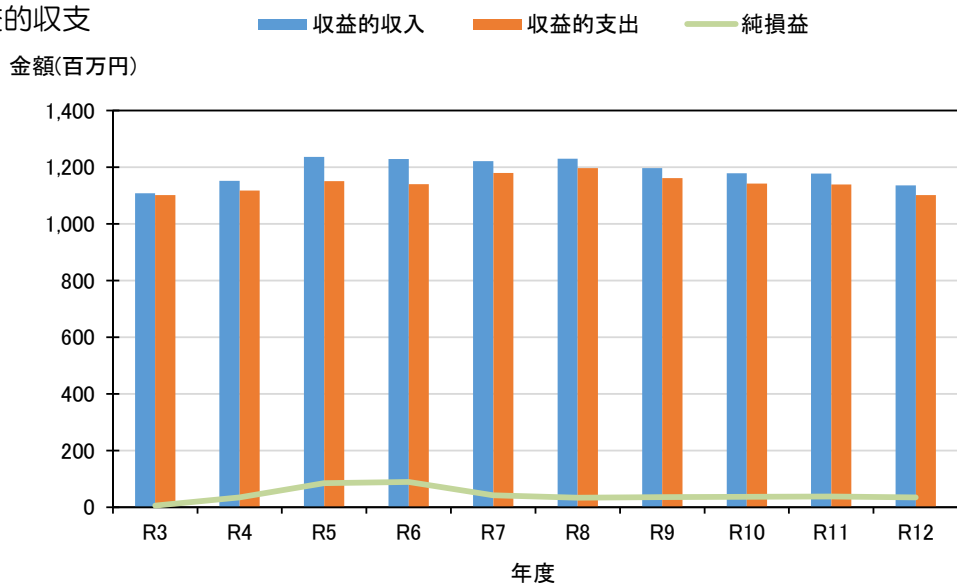
今後とも、道路改良事業や補修維持管理事業等を現状規模のまま継続的に進めていくものと想定し、平成 18（2006）年度から令和元（2019）年度までの 14 年間の年平均事業費を必要な更新費用として算定しました。今後の年間更新費用は、約 2.7 億円と推計されます。この更新費用の推計については、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度まで 10 年間を見据え推計しました。



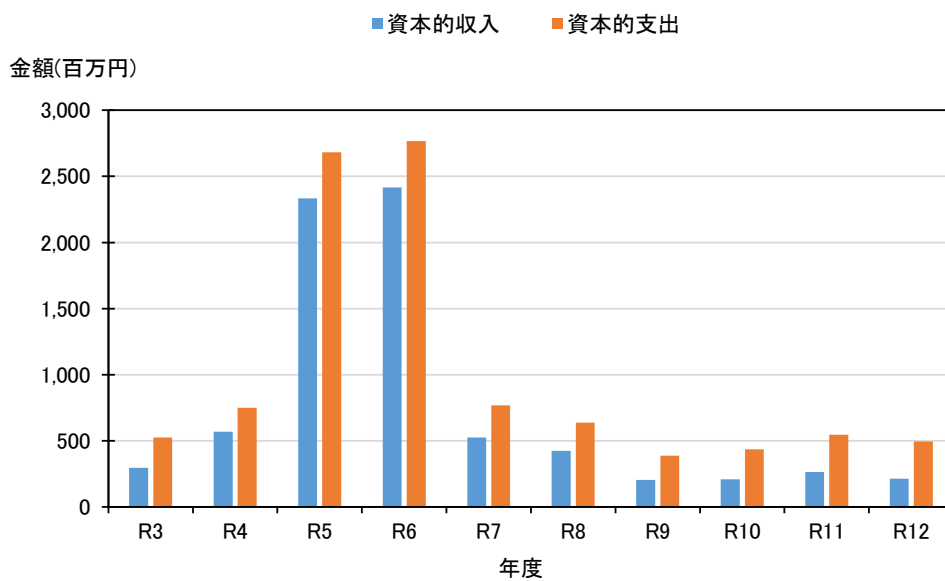
2) 下水道部門の推計

令和 3（2021）年 3 月に改定した「瑞穂町下水道プラン」に基づく、投資・財政計画の概要は以下のとおりです。

○収益的収支



○資本的収支



資料：瑞穂町下水道プラン

5. 公共施設等の管理に関する基本方針

5-1 基本的な考え方

5-2 基本方針

5-3 計画の推進にあたっての留意事項

5-1 基本的な考え方

(1) 施設整備水準等の検討

現状の公共施設の延床面積から現在の整備水準を検討します。

1) 人口規模（32,500人～35,000人）から見た考察

東洋大学 PPP 研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ」によると、人口一人当たり延床面積の全国平均は、3.42 m²/人となっています。令和3（2021）年12月1日現在の町の人口は32,330人、公共施設延床面積は93,873 m²で、人口一人当たり延床面積は2.9 m²/人となっており、全国平均値より約15%少ない値となっています。

全国	市区町村 合計	住民基本台帳人口(人)	公共施設延床面積(m ²)	一人当たりの延床面積
		(a)	(b)	(m ² /人) (b) / (a)
		112,807,821	385,521,673	3.42

(2) 将来の公共施設延床面積の検討

将来人口を基に将来の公共施設延床面積を検討します。

1) 将来人口推計

将来人口は、令和22（2040）年度33,230人と設定します。（P13参照）

2) 将来人口に見合った将来延床面積の推計

①現況水準による推計

人口一人当たりの延床面積（2.9 m²/人）を維持するものとして将来延床面積を推計すると、令和22（2040）年時点の延床面積は、33,230人×2.9 m²/人＝96,367 m²と推計されます。

その結果、令和22（2040）年までに現状から延床面積を縮減する必要がなくなります。

②全国平均水準による推計

全国平均水準である人口一人当たりの延床面積（3.42 m²/人）を基に将来延床面積を推計すると、令和22（2040）年時点の延床面積は、33,230人×3.42 m²/人＝113,647 m²と推計されますが、町の延床面積は93,873 m²のため、将来そのまま延床面積を維持しても全国平均水準内に収まります。

以上の考察から、将来人口が33,230人に増加した場合においても、現行の延床面積を維持継続することは、現在と同じ水準の住民サービスと施設整備水準を確保できると考えます。

5-2 基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は公共施設等の維持管理及び更新の基本であり、公共施設等の維持管理サイクル（設備等の法定点検等）に必要となる業務です。法定点検以外にも、目視等による日常点検を強化し、日常的なパトロールや利用者・住民等から寄せられる情報等に基づき、公共施設等の損傷や設備の異常等の早期発見に努めます。

特にインフラ施設については、国・都等の定める各種点検マニュアル等に準拠して点検・診断等を実施します。点検・診断等の結果については、維持管理や安全管理に活用できるよう、履歴の保存・活用を促進し、公共施設等の劣化・損傷の拡大防止に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

建築系公共施設については、予防保全を原則として、不測の事故や故障等を防ぐために点検・診断等の実施方針を踏まえ、効率的・効果的な維持管理を行うための費用を確保するとともに、可能な限り環境にも配慮しながら維持管理に努めます。また、空調設備等の維持管理、修繕等を行い計画的に機能の維持及び回復を図ります。

更新等は、利用者ニーズや更新することによるコスト面の効果を把握するとともに、建替えによる更新を検討する場合は、複合化・多機能化又は民間活力の導入を含め、新たなニーズにも対応できるよう身の丈にあった施設整備を目指し、町の長期的な施策を考慮した上で検討することとします。

インフラ施設は、建築系公共施設と同様、予防保全型の維持管理を推進し、随時劣化状況等を把握しながら効率的な維持管理、修繕を行うとともに、必要に応じて更新等に努めます。

(3) 安全性確保の実施方針

公共施設における安全確保のため、利用者の安全を最優先し、万一の事故及び災害等が発生した時の被害を最小限にとどめることを目的として、迅速に施設等の復旧ができる体制づくりに努めます。

また、危険性が認められたインフラ施設等については、安全確保のために修繕等を行います。住民に危険が及ぶような高い危険性が認められた時は、総合的な判断により改修等を検討します。

(4) 災害対応・耐震化の実施方針

災害対応について、町では大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため令和 4（2022）年 3 月に「瑞穂町国土強靱化地域計画（基本計画編）」を策定しました。

耐震化について平成 24（2012）年 3 月に「瑞穂町耐震改修促進計画」を策定（令和 3（2021）年 12 月改定）し、計画的に公共施設の耐震診断及び耐震化を実施しています。公共施設は、災害時には避難・救護拠点、防災拠点や援護を必要とする子どもや病人等が利用する施設となるものが含まれることから、平成 28（2016）年度末までに防災上重要な公共施設の耐震化は完了しています。また、インフラ施設についても施設の耐震性能の向上を図る対策を随時実施していきます。

(5) 長寿命化の実施方針

国の「インフラ長寿命化基本計画」及び各省庁の個別計画に基づき維持管理・修繕・更新等の実施方針を踏まえ、公共施設等の長寿命化を推進するとともに、維持管理・更新等に要する将来の財政負担の軽減を図ります。

すでに長寿命化計画を策定済みの町営東長岡住宅に関しては、長寿命化を計画的に進めます。

(6) 整理統合や除却の実施方針

人口動向や社会情勢等を見据え、公共施設の統合や廃止が必要となった場合には、上位関連計画である長期総合計画等を踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。

公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、ユニバーサルデザイン化を進めます。

インフラ施設については、住民生活に欠かせないものであることから、廃止等を検討する余地が少なく、町全体のインフラ施設整備状況を踏まえ、機能の有効性や効率性を検討していきます。

また、施設が集約化・複合化又は除却等となった場合には、必要な経費について、地方債の活用等も含め財政負担の軽減に努めます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設の安全性の確保、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るとともに、維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、庁内での体制を強化し情報共有等に努めます。

5-3 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 建築物以外の公有財産を含めた総合的な検討の必要性

本計画は、計画の冒頭に記載しているとおり、町が保有する公共施設の内、建築物に限定した内容としています。しかし、町が保有する財産は、このほかに例えば、トイレなどの建築物が所在しない公園や、町が借地をしている地区のスポーツ広場など、常に住民サービスを提供している土地があります。先述した適正管理方針によって建築物の建替え、統廃合、複合化、拠点への集約化等を検討していくにあたっては、建築物以外の町の保有地、借地も含めて住民サービスを提供している土地、あるいは現時点で直接住民サービスを提供していない町の保有地も町の資源として含める必要があります。

その上で、人口減少等の社会情勢の変化と住民サービスの需要を的確に捉え、財政規模に応じた適切な公共施設の保有量を検証し、公共施設の適切な運営を継続しながら、町の将来を見据えて次世代に引き継いでいきます。

(2) 広域連携の取組方針

近隣自治体との相互利用や共同利用等連携することで、住民サービス向上が期待できる施設については、様々な手法を検討し、多様化する住民ニーズに対応するとともに、行政運営の効率化を進めます。

また、西多摩地域広域行政圏内でも、広域での公共施設の効果的な広域利用方策の検討、協議を進めます。

(3) PPP/PFIの活用方針

厳しい財政状況下では、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政負担の軽減、行政の効率化を図ることが重要です。瑞穂町PPP/PFIガイドラインに基づき町の特性等を踏まえ、新たなアウトソーシングのひとつとして研究を継続します。

指定管理者制度は導入済であり、直営施設にあっても、部分的な業務を対象とした制度の適用等も幅広い視点から検討しています。

(4) 土地の有効活用方針

既存の施設の統廃合等により、利用されなくなる施設の跡地は、民間への売却や貸付を検討します。また、借地に設置されている施設については、公共性を踏まえ、継続使用に伴う買い取り及び返還を検討すると同時に、その所有の目的に応じて、最も効率的な運用を推進していきます。

6. 類型施設ごとの管理に関する基本方針

6-1 建築系公共施設の管理に関する基本方針

6-2 インフラ施設の管理に関する基本方針

6-1 建築系公共施設の管理に関する基本方針

(1) 庁舎

令和 2（2020）年 10月に建設工事が完了しました。災害対策拠点としても位置づけているため免震構造であり、また備蓄倉庫・耐震貯水槽・情報通信施設の配備、避難路の整備・ネットワーク化等、防災機能を強化しています。

施設名	耐震工事※	建設年度	延床面積(m ²)
瑞穂町役場（庁舎）	—	2019	6,410
瑞穂町役場（倉庫、車庫）	—	2020	360

※建設年度や延床面積は P6～8 に準拠

○新庁舎



(2) 行政系施設

1) 施設の概要

行政系施設は、役場庁舎を除くと消防団施設の第一分団詰所から第五分団詰所までの5施設と、武蔵野防災会館を含む防災施設5施設の合計10施設です。

施設名	耐震工事※	建設年度	延床面積 (㎡)
防災倉庫（消防団第一分団旧車庫及び旧詰所）	未	1976	55
石畑防災倉庫（消防団第三分団旧車庫）	未	1977	74
消防団第四分団詰所	-	1989	100
消防団第二分団詰所	-	1994	121
武蔵野防災会館	-	1996	232
消防団第一分団詰所	-	2003	126
消防団第三分団詰所	-	2005	130
消防団第五分団詰所	-	2007	135
元狭山広域防災広場	-	2010	8
石畑防災広場	-	2016	22

※建設年度や延床面積はP6～8に準拠

※耐震工事表記

済	昭和56（1981）年以前の建築物で、耐震工事実施“済”
不要	昭和56（1981）年以前の建築物で、耐震診断後、耐震工事“不要”
未	昭和56（1981）年以前の建築物で、耐震診断“未”実施
-	昭和56（1981）年以降の建築物で、耐震診断不要

2) 施設の管理に関する基本方針

行政系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、人口動向や社会情勢等を見据え、公共施設の統合や廃止が必要となった場合には、長期総合計画等を踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。



防災倉庫
(消防団第一分団旧車庫及び旧詰所)



石畑防災倉庫
(消防団第三分団旧車庫)

(3) 学校教育系施設

1) 施設の概要

学校教育系施設は、小学校が5施設、中学校が2施設です。すべての施設が、町の地域防災計画における広域避難場所及び避難所に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)	児童・生徒数(人)
瑞穂第一小学校	済	1962	5,954	372
瑞穂第二小学校	済	1964	3,781	248
瑞穂第三小学校	済	1964	3,081	295
瑞穂第四小学校	済	1966	6,157	369
瑞穂中学校	済	1966	11,698	426
瑞穂第二中学校	済	1975	8,545	318
瑞穂第五小学校	済	1977	4,056	218

※児童・生徒数は、令和4年2月1日現在です。

※建設年度や延床面積はP6~8に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

学校教育系施設は、町の公共施設全体の延床面積の約46%を占めています。小・中学校の校舎等は、耐震診断・耐震改修工事を実施しました。

学校教育系施設については、令和3(2021)年3月に策定した「瑞穂町学校施設長寿命化計画」に基づき、適切に維持・管理をしていきます。



瑞穂第一小学校



瑞穂第二小学校



瑞穂第三小学校



瑞穂第四小学校



瑞穂第五小学校



瑞穂中学校



瑞穂第二中学校

(4) 文化系施設

1) 施設の概要

文化系施設は、瑞穂ビューパーク・スカイホール、瑞穂町民会館、地区会館、コミュニティセンター（うち武蔵野コミュニティセンターは東京都の所有物）及び寄り合いハウスいこいの15施設です。

コミュニティセンターは、町の地域防災計画における指定緊急避難場所に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
瑞穂町民会館	不要	1968	1,377
長岡会館	不要	1972	356
殿ヶ谷会館	不要	1973	363
石畑会館	不要	1976	348
箱根ヶ崎中央会館	不要	1976	342
箱根ヶ崎南会館	不要	1976	337
むさしの会館	不要	1977	348
箱根ヶ崎北会館	不要	1979	365
長岡南会館	不要	1981	350
箱根ヶ崎西会館	-	1985	380
瑞穂ビューパーク・スカイホール	-	1990	6,847
元狭山コミュニティセンター	-	2006	1,242
長岡コミュニティセンター	-	2011	1,855
寄り合いハウスいこい	-	2013	198

※石畑中央会館は、複合施設の為子育て支援施設に記載しています。

※建設年度や延床面積はP6～8に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

文化系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。また、文化系施設の多くは防衛省の補助金を受け建築されているため、整理統合を検討する場合には、国との連携を密に行います。



瑞穂町民会館



瑞穂ビューパーク・スカイホール

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

1) 施設の概要

スポーツ・レクリエーション系施設は、屋内施設が瑞穂中央体育館と瑞穂武道館の2施設です。屋外施設は瑞穂町営グラウンド（庭球場含）、瑞穂町営第2グラウンド、瑞穂町営第2庭球場、瑞穂町営少年サッカー場、瑞穂町営プール、シクラメンスポーツ公園、石畑地区スポーツ広場の7施設です。瑞穂町営グラウンドは、町の地域防災計画における広域避難場所、また、中央体育館・武道館は避難所に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
瑞穂中央体育館	済	1974	1,629
瑞穂町営グラウンド	未	1977	137
瑞穂武道館	済	1978	558
瑞穂町営プール	未	1979	206
瑞穂町営第2グラウンド	-	1991	36
瑞穂町営第2庭球場	-	1991	22
瑞穂町営少年サッカー場	-	1999	116
石畑地区スポーツ広場	-	2009	5
シクラメンスポーツ公園	-	2011	22

※建設年度や延床面積はP6～8に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、人口動向や社会情勢等を見据え、公共施設の統合や廃止が必要となった場合には、長期総合計画等を踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。



瑞穂中央体育館



瑞穂武道館

(6) 社会教育系施設

1) 施設の概要

社会教育系施設は、耕心館、郷土資料館けやき館、元狭山ふるさと思い出館、瑞穂町図書館の4施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(㎡)
瑞穂町図書館	不要	1972	1,340
元狭山ふるさと思い出館	-	1990	205
耕心館	-	2000	527
郷土資料館けやき館	-	2014	2,233

※耕心館の建設年度は、町の行政財産となった年度です。

※建設年度や延床面積は P6～8 に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

瑞穂町図書館については建築から45年が経過し、耐震診断は基準を満たしていたものの、設備の老朽化やエレベーターの未設置、ユニバーサルデザインや車いす対応等も不十分なため、改修工事を実施し令和4(2022)年1月に完了しました。

社会教育系施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。



瑞穂町図書館



元狭山ふるさと思い出館



耕心館



郷土資料館けやき館

(7) 子育て支援施設

1) 施設の概要

子育て支援施設は、保育園が2施設、複合施設を除く学童保育クラブは4施設です。あすなる児童館は、あすなる学童保育クラブ、町立石畑保育園及び石畑中央会館と併設しています。

あすなる児童館は、町の地域防災計画における指定緊急避難場所に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
瑞穂第二小学童保育クラブ	-	1987	141
瑞穂西松原学童保育クラブ	-	1993	131
あすなる児童館、あすなる学童保育クラブ、町立石畑保育園、石畑中央会館	-	1997	1,536
町立むさしの保育園(乳児棟)	-	2002	244
瑞穂第四小学童保育クラブ	-	2002	176
子ども家庭支援センター「ひばり」	-	2004	404
瑞穂第三小学童保育クラブ	-	2016	562

※建設年度や延床面積はP6～8に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

子育て支援施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、人口動向や社会情勢等を見据え、公共施設の統合や廃止が必要となった場合には、長期総合計画等を踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。



瑞穂第二小学童保育クラブ



あすなる児童館、あすなる学童保育クラブ、町立石畑保育園、石畑中央会館

(8) 保健・福祉施設

1) 施設の概要

保健・福祉施設は、保健センター等 8 施設です。高齢者福祉センター「寿楽」及び心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」については、町の地域防災計画における二次避難所（福祉避難所）に指定されています。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
ふれあいセンター	済	1971	1,579
高齢者福祉センター「寿楽」	-	1993	1,828
心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」	-	1994	546
保健センター	-	1995	1,076
精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」	-	2001	163
精神障害者共同作業所「ころぼっくる」	-	2004	191
瑞穂町シルバーワークプラザ（シルバー人材センター）	-	2005	652
福祉作業所「さくら」	-	2009	334

※建設年度や延床面積は P6～8 に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

保健・福祉施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い、維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

また、人口動向や社会情勢等を見据え、公共施設の統合や廃止が必要となった場合には、長期総合計画等を踏まえ、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。



高齢者福祉センター「寿楽」



心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」



保健センター



精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」



精神障害者共同作業所「ころぼっくる」



瑞穂町シルバーワークプラザ（シルバー人材センター）

(9) 公営住宅

1) 施設の概要

公営住宅は、長岡地区にある東長岡住宅（1号棟から5号棟及び集会施設）です。

2) 施設の管理に関する基本方針

公営住宅は、建築から30年以上が経過し、屋上防水工事等大規模修繕を行ってきました。今後も「瑞穂町営住宅長寿命化計画」（令和4（2022）年度改定予定）を踏まえ、建物の延命に向けた維持補修を計画的に実施します。



集会施設



2号棟

(10) 公園

1) 施設の概要

公園（倉庫・工作物・便所等が設置されている）は、24施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
六道山公園	-	1983	214
狭山池公園	-	1985	70
狭山谷公園	-	1989	25
松原中央公園	-	1989	70
富士見公園	-	1999	3
下野公園	-	2006	5
松原ひがし公園	-	2008	8
殿ヶ谷ポケットパーク	-	2009	5
二本木公園	-	2009	12
長岡公園	-	2011	6
さくら公園	-	2011	6
若草公園	-	2012	6
みずほさかえ公園	-	2013	7
玉林寺公園	-	2013	7
長谷部緑地だれでもトイレ	-	2014	6
松山公園	-	2014	6
南平ひばり公園	-	2014	6
さやま花多来里の郷	-	2014	12
かすが公園	-	2015	6
駒形公園	-	2015	6
松原西公園	-	2016	6
高根下公園	-	2016	6
富士山公園	-	2017	6
下師岡公園	-	2019	17

※建設年度や延床面積は P6～8 に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

公園内の建築物は、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い必要に応じて改修や設備の更新を行います。

維持管理・更新等に要する財政負担の軽減を図るとともに、大規模施設に比べ小規模な修繕工事に対応できることから、効率的・効果的な維持管理を行います。



狭山池公園（管理棟・倉庫・便所）



六道山公園 展望塔

(11) 供給処理施設

1) 施設の概要

供給処理施設は、みずほりサイクルプラザ及び丸池ポンプ場の2施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
みずほりサイクルプラザ	-	2002	2,782
丸池ポンプ場	-	2009	3

※丸池ポンプ場の建設年度は、町の行政財産となった年度です。

※建設年度や延床面積はP6～8に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

供給処理施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。



みずほりサイクルプラザ

(12) 産業系施設

1) 施設の概要

産業系施設は、産業会館及び瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」の2施設です。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
産業会館	不要	1972	375
瑞穂町農畜産物直売所 「ふれっしゅはうす」	-	1993	238

※建設年度や延床面積は P6～8 に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

産業会館は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。

瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」は、状況に応じた健全な維持管理に努めます。



産業会館



瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」

(13) その他

1) 施設の概要

その他施設は、以下のとおりです。

施設名	耐震工事	建設年度	延床面積(m ²)
消防団旧第五分団詰所	未	1979	76
箱根ヶ崎駅東口自転車等駐車場	-	2004	1,620
箱根ヶ崎駅東西自由通路	-	2004	1,384
吉野橋だれでもトイレ	-	2005	19

※建設年度や延床面積は P6～8 に準拠

2) 施設の管理に関する基本方針

その他施設は、建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つため、基本方針を踏まえ建物の点検・診断を行い維持管理に必要な改修や設備の更新を行います。



箱根ヶ崎駅東口自転車等駐車場



箱根ヶ崎駅東西自由通路



吉野橋だれでもトイレ

6-2 インフラ施設の管理に関する基本方針

(1) 道路・橋りょう

1) 道路

町が管理する道路については、一級町道約 16 km、二級町道約 18 km、その他の一般町道約 185 kmの合計約 220 kmです。

道路については、日常の道路パトロールや定期点検のほか、住民等から寄せられる情報により状況を把握し、必要な対策を効果的に道路附属物も含め維持管理を進めます。

道路の安全・安心・快適な環境を保全し、円滑な交通を確保するため、道路維持保全に係るコストの最適化及び平準化を図ります。

2) 橋りょう

橋りょうについては、令和 3（2021）年度 34 橋の橋りょう点検を行い、損傷調査を実施しました。点検結果を踏まえ、引き続き安全な状態で利用するために、長寿命化修繕計画の見直しを行い、予防保全型の計画的・効率的な維持補修を実施します。

(2) 下水道

1) 下水道

町の公共下水道は、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流方式を採用しています。令和 2（2020）年度末の汚水管路布設延長約 185 km、雨水管路布設延長約 38 kmの合計約 223 km、駒形汚水中継ポンプ場 1 箇所、マンホールポンプ 6 箇所、雨水調整池 3 箇所を管理しています。

汚水対策としては、瑞穂町公共下水道事業計画区域の未整備区域について整備を推進し、下水道人口普及率 100%の早期達成を目指します。

雨水対策としては、安全・安心な住民生活の実現に向けて、近年多発する大型台風や、局部的集中豪雨等による浸水被害の対策として、令和 4（2022）年度から長岡 1 号幹線の整備に着手します。また、道路整備や土地区画整理事業の実施にあわせた計画的な整備、都市づくりの関係部局や防災部局と連携を図り、雨水貯留施設等を設置する等の総合的な浸水対策を推進します。

維持管理については、瑞穂町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠内のテレビカメラ調査を行い、道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能を確保し、計画的で適切な維持管理により、施設の長寿命化を図るとともに、効率的に改築や更新を行います。また、駒形汚水中継ポンプ場については、瑞穂町駒形汚水中継ポンプ場改築計画に基づき、管路施設同様に計画的かつ効率的な改築や更新を行います。

耐震化については、大規模地震発生時に被害を受けた場合においても、施設への被害の軽減を図り、できる限り下水道機能を維持できるように耐震化を推進するとともに、減災対策として、避難所へのマンホールトイレ設置を推進します。また、大規模災害時には、瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道 BCP）に基づき対策を行います。

下水道事業は、令和 2（2020）年度から公営企業会計に移行しました。下水道事業の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメント等をよりの確に行い、経営の効率化、行政サービスの向上を図り、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。

7. 地方公会計（固定資産台帳）の活用

7-1 地方公会計（固定資産台帳）の活用

町では、これまで地方自治法（昭和 22（1947）年法律第 67 号）に規定される公有財産台帳や道路法（昭和 27（1952）年法律第 180 号）第 28 条に基づく道路台帳等の各種台帳を整備してきていますが、これらの台帳は、主に数量面（面積や個数）を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的としていました。

これに対し、平成 27（2015）年 1 月 23 日総財務第 14 号通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、全国の地方公共団体で作成が要請された統一的な基準による財務書類では、地方自治体が所有するすべての資産を網羅的に把握し、会計情報と連動した財産管理の要素を取り入れた固定資産台帳の整備が前提とされたことから、町でも平成 28（2016）年度から固定資産台帳の整備に取り組んでいます。

地方公会計の情報、特に会計情報と連動し、資産ごとの金額情報を有する固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業用・施設別のセグメント分析を行うこと等により、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、本計画に基づく具体的な取組等の検討においても、固定資産台帳から算出可能な有形固定資産減価償却率の推移等は、その前提となることから、今後も毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳、及び財務書類を適切に作成・更新を進めて行きます。

8. SDGs と本計画の関係

8-1 SDGs の位置づけ

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、わが国では経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。本計画も、SDGs の視点と一体的に取り組むこととします。

【本計画に該当するSDGs の視点】



【参考】持続可能な開発目標（SDGs）一覧

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



瑞穂町公共施設等総合管理計画

発行日 平成29（2017）年3月

令和4（2022）年3月 改定

令和6（2024）年3月 改定

発行 瑞穂町 企画部 企画政策課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

TEL 042-557-0501（代表）

URL <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>
